

1. 平成28年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成28年3月9日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	教 育 長	青 木 修
市長公室長	田 中 義 久	総 務 部 長	三 島 哲 也
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	下 平 典 良
商工観光部長	山 下 正 則	建 設 部 長	古 川 甲子夫
環境水道部長	平 澤 克 典	会 計 管 理 者	佐 藤 宗 春
		郡上市民病院	
消 防 長	川 島 和 美	事 務 局 長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院			
事 務 局 長	藤 代 求		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長岡文男

議会事務局
議会総務課
課長補佐

加藤光俊

議会事務局
議会総務課主査 武藤 淳

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員各位にはいつも大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、1番 山川直保君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いをいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、11番 清水正照君、12番 上田謙市君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行わせていただきます。

くじを引きましたら、1番ということで、本当に、最後の私の1番ですので、文字どおり最後の1番ということでございます。それでは、1番ですので、何かことしはいいことがありそうな（笑声）気がします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

新年度の事業について、市長の抱負ということで質問をしたいと思います。

3期目を目指して出る市長に、この郡上市をどのようにして、運営されていかれるかということで質問をいたします。

日置市長の抱負をお伺いしたいと思います。まず最初に、全国的な少子高齢化を迎えて、郡上市も年々に減っている人口に対して、少しでも歯どめをかけなければなりません。企業の工場誘致も大切でありますし、また、空き家対策を兼ねた、移住希望者の受け入れ促進も大切であります。今までに、人口減少を歯どめをするための対策が、幾つか講じられてきました。

ここで、人口の受け入れ対策よりも、流出防止対策を真剣に考えるべきではないかと思っております。今、郡上市には、これはといった大きな産業はありません。皆さんが、細々と暮らし、住み着いているのは、何といても農林業しかありません。いかにTPPの弊害を受けてもこれしかない。農家の人たちの生活の基盤をどのように築いていくのか。

これからの質問は幾つかありますけれども、市長は、3期目の市長に立候補することを表明されているので、それぞれの担当部長または課長が答弁すればよいような質問もありますが、全て、市長に対する抱負と答弁をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入りますが、質問の1番として、郡上市の農業に対してどのように立ち向かっていくのか、生産から6次産業まで、志を、決意をされた抱負を述べていただきたいと思っております。質問いたします。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思いますけれども、御指摘のように、郡上市、今、いろいろな課題に直面しておりますけれども、その中で特に少子高齢化といったようなこと、あるいは産業の振興というようなことが、非常に課題となっております。

そういう中で御質問であります。私も、この人口の減少を少しでも食い止めるということは、もちろん外からいろんな企業誘致とか、あるいは交流、移住というような形で、できるだけ外から人を受け入れる、あるいは、一旦、外へ出ている人のUターンというようなこと、あるいはIターンというようなことを、促進をしていく必要があると思っております。御指摘のとおり、片一方で従来から郡上市で生活をしておられる方が、郡上市では生活ができないので外へ出ていくという、そういう流出防止といいますか、転出の抑制をしていかなければならない、これが非常に大切なことだというふうに思っておりますし、また、その一つが、やはり御指摘のように農林業の振興であるというふうに思っております。

特に、人口構造が高齢化してる中で、郡上におけるやはり従来からの伝統的な産業である、農業や林業を少しでも振興していくということは、非常に大切なことだというふうに思います。

御質問の農業でありますけれども、担い手の問題であるとか、高齢化の問題であるとか、あるいはTPPの大筋合意だとか、そういった農業を取り巻く環境は、非常に厳しいわけでもありますけれども、そういう中で郡上の農業の振興ということをしっかりやっていかなければいけない、いうふう

に思っております。

ただ、この農業の振興も、こうすればということで、目の覚めるような魔法のつえがあるわけはありませんので、従来からのいろんな施策を地道に着実にやっていく必要があるというふうに思っております。

今回、世界農業遺産の認定というようなこともあったわけでありまして、そうしたことも郡上の農産物のブランド化といいますか、そうしたことには大きな追い風になっているというふうに思っておりますけれども。

まず、担い手対策として、今般、農業委員会の制度も変わりまして、来年のちょうど今ごろになると思いますが、現在の農業委員会に、新たに、農地利用の最適化推進委員というようなものも設置をされます。そういう中で、この郡上の農地を最高度に活用できるようにしていきたいと思っておりますし、そういうこと、人・農地プランの策定というようなことで、この農地集積・集約化というようなことも進めながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

徐々に今できつつありますが、集落への組織の新たな立ち上げであるとか、あるいは、新規就農者に対するいろんな支援を行っていききたいというふうに思っております。

なお、平成28年度現在、提案させていただいております農政の関係の予算では、新規事業として朝市直売所へのいろんな支援制度の強化であるとか、あるいは、新しい振興作物の発掘支援事業というようなことで、従来からの作物に加えて少しでもやはり新しい作物の栽培、そうしたものの生産を軌道に乗せるということにチャレンジしていくグループに支援していきたいと思っておりますし、また、女性の農業者の育成支援事業という事業も新設をいたしました。

これは、女性の方がグループになって新しい農業に取り組む、そして、行く行くはよく言われる6次産業化というようなものに、結びつけていけるようにというようなことを考えております。

また、今、朝市とかいろんなところで野菜の栽培とかやっておりますが、こうした、安定した野菜の苗の供給体制を整備するというようなことについても動きがありますので、そうしたことを支援をしてまいりたいというふうに思っております。

また、これは従来から進めておりますけれども、郡上の農業基盤の整備ということで、中山間地農業・農村の振興事業と整備事業というようなことも引き続き、県としっかり連携をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。農林の農に対しての抱負を述べていただきましたが、次に、農林業の林のほうですが、林業に対して、郡上市にお住まいの方は多くの方々が山林を所有しておられます、そうした方たちの山林をまとめて、山林施業をするようなことを考えられ

ないか。

また、郡上市は市有林もたくさんあるのだから、山林に携わる人たちの雇用を促進する事業を起こすことはできないのか、それについての質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 林業についての御質問でありますけれども、お話がございましたように、郡上市、大変広い森林面積を持っておるわけですが、大変小規模の所有規模の林家が多いわけでありまして。

森林を1ヘクタール以上持っておられるところを林家、林業家の林家ですけれども、林家として捉えておりますけれども、大体、郡上市にはそうした林家が4,320戸ほどあるというふうに、統計上は承知をいたしておりますけれども、その中で、やはり5ヘクタール未満、5町歩未満の所有面積の方々、こうした林家が大体65%を占めるというふうに承知をいたしております。そういう状態がありますから、今、田中議員が御指摘のように、そうした小規模の森林の所有者の施業をいかに集約化して、効率的な林産事業等を展開していくかということは大きな課題であります。

そういうことで、平成24年度から森林経営計画制度という形の制度が始まりまして、これは、そういう所有規模の小さな山をまとめて同時に施業をすることで、できるだけコストのかからない、例えば、間伐であるとか主伐であるとか、そういうことをやっていくための制度であります。

この制度は、幾つか、その森林経営計画制度の中には、林班を対象にして、林班の2分の1以上を対象にすれば計画が立てられる林班計画であるとか、あるいは、市が指定をいたしました一定の区域内で30ヘクタール以上まとまれば、そういう森林経営計画が立てられるという、区域計画といったようなもの、そして、御質問の趣旨とは違いますが、100ヘクタール以上個人でお持ちの林家に対しては、「属人計画」という形で、人に属するという字を書きますけれども、そういう3つのタイプの森林経営計画というのがあるわけですし、郡上市は、従来、これまで御指摘のような趣旨で森林施業の集約化を図るために、この森林経営計画制度にできるだけ乗っかって、いろいろな林業が、施業ができるようにということをやっております。

それで、このこういう森林経営計画を立てるためには、当然、大勢の方の合意の形成であるとか、また森林の協会の確認であるとか、いろんなそういう事前の準備作業が必要なわけでありましてけれども、そうしたものについては、森林整備活動支援交付金制度という制度があります。そういう制度を活用して、今、森林組合であるとか、あるいは民間の林業の施業体であるとか、あるいは、そうした森林の所有者が集まっていたら、こうした小規模森林を含んだこの森林経営計画を立てていただくようにいたしております。

そして、こういう森林経営計画制度に乗った林業施業が、初めて国の森林環境保全直接支援事業とこういう形で、いわゆるいろんな造林、施業の補助金がもらえると、こういう制度になって

おりまして、現在、国のほうからの68%補助に対して、郡上市は全体で90%の補助になるようかさ上げして、この森林経営計画制度に乗った施業を推進をいたしておるところであります。

現在、今年度末までで、この森林経営計画制度の策定、認定の面積は、市内の人工林面積の大体およそ4割に相当する部分は、こうした計画を立てていただいて、ただいま申し上げたような制度に乗った林業の施業をしていただけたということでもあります。

これは、大体この計画を立てて5年間という中で、いろんな間伐であるとか、主伐であるとか、あるいはいろんな作業路の設置であるとか、いろんな必要な事業をやっていただくということになっております。

それから、2つ目の御指摘であります。市有林の活用と、これを活用して雇用を促進するということでもありますけれども、御指摘のように郡上市の市有林は、全部で1,653ヘクタールを持っております。このうち、御指摘の、その森林総研の分収林、あるいは県行造林であるとか、官行造林であるとか、そういった分収林契約もございますが、全体で現在、この1,653ヘクタールのうちの215ヘクタールは、こうした分収林契約で施業をいたしているところでもあります。

この森林総研の分収林等をもっと大々的にやって、雇用を生み出せということでもありますけれども、この森林総研の分収林は、田中議員も白鳥の財産区で御苦労いただいているように、なかなか新しい新規契約というものも、そんなには簡単にはいきませんし、一定のやはり保安林に指定されているところとか、ダムの上流にあるところとかって、いろんな採択の要件がございます。この採択要件に照らしてみると、現在の郡上市の市有林は、既に分収林契約をやっているところ以外は、内ヶ谷の森林については、一定の可能性があるというふうに思っておりますので、内ヶ谷には、現在、579ヘクタールという広大な市有林がありますが、こうしたところを今後どうしていくかということについて、検討してまいりたいというふうに思っています。

なお、市有林一般について、毎年毎年、計画的に施業をいたしておりますので、大体ここ5年間で言いますと、郡上市の市有林のそうした間伐作業であるとか、いろんなものについては、年間平均2,000万円ぐらいの仕事を森林組合とか、いろんなところをお願いをしていると、そういうことで雇用を生み出しているというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

それでは、次に質問に入りますが、生活の基盤となっているのが、次に、土木と建築業であると思いますが、市内には多くの土木建築業者がおられますが、公共事業が少なくなり、廃業にならざるを得ない業者が多くあります。

これは、単なる業者が廃業するだけでなく、それに携わる従業員並びに人夫の方々が生活の支え

にするためついておりますが、親方がなくなれば、若者は一番に市外あるいは県外に流出いたします。これでは、ますます郡上市の過疎化に拍車をかけるようなこととなります。

そこで質問ですが、27年度は災害による工事がたくさん発注され、土木業者は大変潤ったようでしたが、それでも事業は十分でなかったと聞いておりますが、そこで、28年度は公共事業が非常に少ないと聞いております。このままだと、さらに廃業に追い込まれるだけでなく、それに携わる従業員までに大きな影響を及ぼすものと思われま。

このことについて、公共事業をいかに促進され、対処されるのか、市長の抱負をお聞かせください。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように、この郡上市においては建設業という産業が非常に大きなウェイトといたしますか、それを占めているということでありまして、したがって、その建設業に従事しておられる方々、それで生計を立てておられる方々が非常に多いというふうに認識しておりますし、また、そういうお話がございましたように、建設業の方々が地域地域で頑張っておっていただけるということが、この冬期間における除雪であったり、あるいは、一旦災害が起きたときの応急措置であったりと、あるいは復旧事業というようなことのために、非常に大切なものだというふうに思っております。

そのようなことで、できるだけ今、国、県、市町村ともに、財政が決して楽ではないわけですし、ともすれば、公共事業と言われる建設事業は、なかなか思うに任せないというのが実情であります。

しかしながら、私も郡上市においても、できるだけ努力をしてみたいというふうに思っておりますし、その努力は、一つは、もちろん、みずから建設事業を行うということもありますが、やはり国や県、あるいは現在展開中のNEXCOにおける東海北陸自動車道の4車線化であるとか、できるだけそうした他の事業主体の事業についても、郡上における事業の展開を多くしていただくということを要望していくという、これも大切なことだと思っておりますし、このことについては、熱心に取り組んできているところであります。

そこで、郡上市自身のそうした建設業に対する配慮でもありますし、もともと道路の整備であるとかいろいろなことは、そうした観点の効果もありますが、市民の生活に密着した安全であるとか、あるいは利便性であるとか、そうしたことから、この社会基盤の整備をするということは、非常に大切なことだというふうに思っておりますし、できる限りの措置をしていきたいというふうに思っているところであります。

そのようなことで、御指摘のように、なかなか郡上市内の建設業の皆さんが受注できる事業が、近年、厳しくなっているというようなことで、昨年、議会の御理解もいただきまして、道路の維持補修事業について、9月補正で1億円増加をさせていただきました。そして、今回3月議会におき

まして、今回の第1回の定例会におきまして、既に御議決をいただいておりますが、27年度の補正予算におきまして、さらに道路の維持補修事業について、2億1,000万円の追加を議決いただいたところであります。

これはもう当然、これから急いで発注作業にかかりますけれども、28年度の予算と一体となって執行される場所のものであります。

お尋ねの28年度の予算でありますけれども、今回、提案をさせていただきました28年度当初予算で、建設部の所管の投資的経費だけで比べてみますと、平成27年度の当初予算は21億3,600万円でした。これを現在、提案をさせていただいております28年度の当初予算では、27億1,900万円ということで、約5億8,000万円の増加の予算を提案をさせていただいているところであります。郡上市における社会基盤の整備とともに、やはり、そうした建設業への需要の創造をしたいというふうに思っております。

したがって、この建設部の予算だけでも、補正の予算と今年度の当初予算の増加分だけで、合わせて8億円弱の増加と、7.9億円ぐらいというふうになっておるところであります。

このほか、簡易水道につきましても、統合再編事業等が最終局面に来ておきまして、前年度と比較いたしますと、6億円余の増加の予算を組んでおきまして、こうしたことで、でき得る限り、この建設産業に対してもいい影響を、波及効果をもたらすようにしてまいりたい、というふうに考えているところであります。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

次に、建築関係についての質問をいたしたいと思いますが、小中学校の耐震工事など押し迫ってまいりましたが、一般の住宅建築を促進するような方法はないものかということですが、補助金制度、利息の安い融資制度など、また国政もマイナス金利政策ですから、内容を考慮して新しい制度をつくることはできないものかということをお聞きいたします。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 住宅建築を促進をするということで、この市内の建築業等に対する需要の創造をしていくということ、非常に大切なことであるというふうには思っておりますが、現在、こうした消費税増税の10%というのを来年の春に控えまして、国のほうでも住宅の建築の促進については、住まいの給付金制度であるとか、あるいは住宅ローン減税とか、いろんなことをやっておりますし、御指摘のように今、低金利の状態になっておりますので、そうした意味でも、10%の引き上げはまだ確定をしているわけではありませんけれども、そういう中で民間の住宅建築需要というものも、この1年間ぐらいはある程度やはりあるのではないかとこのように思っているところであります。

す。

郡上市におきましては、かつてといいますか、そういう住宅リフォームであるとか、そうしたことについて、景気浮揚対策ということも兼ねてやってまいりましたが、今回の予算では、そうした趣旨の予算は含めておりませんが、しかし、従来から進めております市産材の住宅の建設促進の制度であるとか、介護高齢者の住宅改善の対象に対する補助であるとか、空き家活用に対して、それを促進するための事業であるとかというようなことで、幾つかの事業を行っております。

そして、28年度におきましても、3世代同居を促進するための住宅のリフォームに対する補助であるとか、あるいは空き家バンクに登録する空き家の家財道具の処分に関する補助事業、こういうものをすることによって、空き家のリフォーム等の促進もするというようなことで、幾つかの事業を新規事業も含めて予算計上いたしております。これらの事業、総額でいいますと4,480万円ぐらいの予算は、こうした住宅関係を促進するための予算ということで、現在の予算提案の中に含まれているものであります。

今後、さらに何らかの手を打つ必要があるかどうかということは、状況を見きわめながら検討してまいりたいというふうに思います。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入りますが、石徹白トンネルについてであります、めいほうトンネルが採択されたら、次は石徹白トンネルだと、郡上市合併時から聞かされてきましたが、最近は何の音沙汰もなくなってしまった。地元の人たちや白鳥町にとっては、必ずいつかはできると信じて待っているところであります。

方針の中では、県道石徹白、福井県の朝日線の改良工事を優先される話も聞きますが、石徹白地区の生活圏は白鳥です。福井県の朝日にたとえ道路が拡張されつながったところで、大野島まで出ていかないと病院もなければ、生活必需品を購入するスーパー店もない、したがって、石徹白トンネルは、白鳥町の中心地に出る地域の重要な生活路線であります。

ぜひ、近い将来に実現できるようなことをお願いしたいと思います。ひとつ頑張っていたきたいと思しますので、今後の方針と促進についてをお聞かせください。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 最近、石徹白トンネルについて何の音沙汰もないではないかと、こういう御指摘でありますけれども、毎年毎年、県に対する郡上市の道路の整備事業の中には、しっかりと石徹白トンネルの建設を要望はいたしております。

しかしながら、御承知のようないろんな財政状況等々でございますので、確かに私なども口を開

けば、まず、めいほうトンネルの早期完成というようなことを申し上げて、石徹白トンネルに対して言及をするということが少ないかと思えますけれども、もともと郡上市のトンネルの3大課題というようなことで、大峠のトンネル、そして、めいほうトンネル、小川へ行くトンネル、そしてこの石徹白トンネルというのは、郡上市にとって大変大きなトンネルのプロジェクトであるということとは、承知をいたしておるところであります。

石徹白においては、平成12年度に白鳥町においては、新しい石徹白の道づくり委員会というような組織を立ち上げられて、随分努力をしてきておられますが、その古い資料を見ますと、この新しい石徹白の道づくり委員会には、当時、中濃地域振興局長でありました私も顧問ということで、名前を連ねておるところでございまして、そういう意味でも、この石徹白トンネルというのは、大変大切なプロジェクトであるということは承知をいたしておりますので、今後も粘り強く、県のほうへ要望はしてまいりたいというふうに思っております。

大変、この石徹白トンネルにつきましても、とにかくトンネル工事は、非常に工費もかかりますので、なかなか簡単に申し上げるといことは難しいわけでありまして、2,600メートルほどの延長ということですので、現在の明宝のトンネルよりも、さらに工事の費用の規模は大きくなるというふうに思いますが、古くから地域の皆さんが構想して、そしてまた熱望しておられるものでありますから、今後ともそうした意味で、忘れることはなく進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、先ほどお話のございました、もう一つの石徹白中居神社朝日線という形の道路、岐阜県と福井県のほうにつながる道路でありますけれども、これもやはり地域のほうからも要望がございまして、現在、中部縦貫自動車道というものが福井県内の整備が進んでまいりまして、恐らく、いわゆる旧和泉村の今、道の駅のあるところあたりが、一つの建設点にもなろうかと思えます。そういう意味で、もちろん御指摘のように、すぐ病院があるとか何とかということではありませんけれども、また石徹白の今後のいろんな開発といいますか、活性化というようなことを考えたときに、やはり、中部縦貫自動車道を通して、そして、この石徹白中居神社朝日線を経由しながら石徹白へ入って来てくださる、いろんな入り込み客とかそういうことも考えますと、やはりこちらも大事だというふうに思っているところでございます。

いずれも2つとも大事な道路事業でありますし、なかなか情勢は困難なところではありますが、今後ともいろんな意味で、たゆまず努力をしてみたいというふうに思います。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

次の質問に入りますが、長良川の沿線に駐車場をとということで質問をいたしますが、長良川が鮎

とともに世界の農業遺産になりました。

郡上市としても大変喜ばしいことではありますが、一方で、農家の人たちは農道が遊漁者の皆さんの駐車場に早変わりして、水田の管理に自分の田んぼに行こうとしても、行けなくて非常に困っております。特に日曜、祭日になると、遠回りをして行かなければ、行けない状態が続いております。

せっかく、世界の農業遺産となり、郡上の長良川を全国に売り出そうとしているときに、駐車禁止にして追い出すわけにもいかず、かといって、農家の人たちに犠牲になれとは言えません。

これは、郡上市が率先して、早急に環境を整えるべきではないかということを思います。長良川の沿線沿いに空き地を買収して、新年度の予算に追加をしても、駐車場をたくさん確保していただきたいということを思いますので、それについての質問をいたします。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように、友釣りの最盛期になりますと、大変、たくさんの方々が郡上市へおいでになって、川の両岸の近くの道路等に駐車をして友釣りをして楽しんでおられる、そういう光景を私もずっと見ておるところであります。中には、そういう農道というようなところを塞いでしまって、農業の作業等にも支障を来すというようなところもあるかというふうに思っております。

たしか、昨年郡上警察署のほうで駐車についていろいろと厳しく扱われたような事案もあったようで、この問題は、そのときにもそういう問題があるということをお聞かせをいただいております。

せっかく、世界農業遺産、そして長良川の友釣りということで、外からお客様を呼ぶわけでありますから、これについては何らかの対応を今後考えていかなければいけないと思いますが、郡上市に、もちろんそうした率先してそういうことの対応を考える必要もありますけれども、また、郡上、長良川の漁業協同組合の皆さんも、入漁料を取ってお客さんを呼んでおられるわけでありますので、当然、共同してこうした問題にどう対応していくかということは、一緒になって考えていく必要があるかというふうに思っておりますので、今後いろいろと検討をさせていただきたいというふうに思います。

(18番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

それでは、通告をしました質問これで全部終わりましたので、これをもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

2つ上げさせていただきました。

一つは観光、インバウンドということであります。

もう一つは、新産業の創出、郡上市に電力会社を創設できないかということであります。

ともにこれからの郡上市を占うような質問ではないかなと思うんですが、よろしく御答弁をいただきたいと思っております。

まず、1つ目のインバウンドということなんですが、先般2月15日でしたか、世界が認める農業遺産と題しまして、長良川世界農業遺産認定の祝賀の式典が行われました。

その式典の折に、岐阜県知事、古田知事のほうから外国人客が5年前は14万人だったけれども、昨年は岐阜県に来られる方が、外国人が100万人になったという話がありました。この数字は、なかなか難しいものがあつたというふうにお聞きしましたけれども、野島県会議員さんが言われる中には八十何万人とか、そういったことを、昨年は84万人だったというようなことも言われましたので、この数字はどうもはっきりとしたものではないかもしれませんが、こういった国の取り組みもありまして、非常に世界からの誘客がふえているということでもあります。

私も、15年前ぐらいのことを記憶しておりますけれども、そのころは、日本全体に来られる外国人の数が400万人ぐらいだったという記憶をしておりますけれども、岐阜県に100万人来られるということは、物すごい増加でございます。

そういう中で、長良川世界農業遺産の認定と、それから、これは先般の祝賀会ではなかったんですがありますけれども、白山ユネスコエコパークを再認定ということがなされるわけでもあります。

少しだけ、説明を加えたいと思っておりますが、長良川世界農業遺産につきましては、清流長良川は里川として人が管理することで、資源や環境などの価値を見出し、漁業、農業、林業などの産業、そして鵜飼業などの伝統漁法、美濃の和紙などの伝統文化、それから、アユのすしなどの食文化に恵まれてまして、さらに、河川環境の保全・継承の取り組みが行われている、その連鎖を長良川システムと称し、長良川の鮎をその象徴に位置づけるということが、長良川世界農業遺産の内容であります。

もう一つ、白山ユネスコエコパークにつきましては、3月のこれから、3月14日から20日の間にMAB、世界ではMABというんですけれども、計画国際調整委員会が南米ペルーのリマで開催をさ

れまして、登録の可否の決定がなされるというふうにお聞きしております。

そして、5月10日午後には白山ユネスコエコパーク拡張登録記念シンポジウムが開催をされまして、これは、会場は7市村のどこかで予定をされていると、テーマにつきましては、白山ユネスコエコパークの取り組みの国際発信についてということで行われるわけであります。

ユネスコエコパークは、保護・保全だけではなく、人間と自然との共生に重点を置くというようなことであります。

これも2つ、同じ自然とそれから人間の共生ということがテーマなんだろうと思いますけども、こうしたことを中心として、いよいよインバウンドというものが、この地域、岐阜県、そして、郡上市に大きく影響を与えてくるというふうに思います。

そういった意味で、先ほど質問をしましたが、お話をしましたが、郡上市のインバウンドの数、それから国、そうしたものがわかれば教えていただきたいと思えますし、それから、世界農業遺産の盛り上がりは非常に大きいわけでありまして、この白山ユネスコエコパークの広域連携は、どういうふうになっているのかというようなことをお聞きしたいと思えます。

郡上市というのは、この両方、白山ユネスコエコパークとそれから農業遺産、この2つをかけた地域であります。この地域でありますので、両方生かすことによって大きな効果があると思えますが、そうした面で、ソフト面として市はどういったことを考えておられるのかということを示していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） ただいま御質問をいただきました件、2件だったと思えます。

1つ目のインバウンドの状況、数と国名でございます。

冒頭、森議員さん言われました、知事さんからの御発言という数字でございますが、やはり、その観光のデータというのは推計値がかなり多いものですから、いろんなデータがございまして、その当時、その当時といいますか、知事さんがどういう数字を使われたかというのを少し県のほうにも伺ってみました。

それで、判明いたしましたのは、知事さんがおっしゃられたのは宿泊数でございます。と申しますのは、外国人の入り込み客数というのは、なかなか把握しにくいものでして、我々、聞き取り調査をやっておるんですが、そこの施設でもってどの方が外国人かというのは、カウンターではかるというのは大変しがたいものですから、予約数等々でしか把握できないということで、確実にわかるのは、日本へどれだけ観光ビザで入って来とるかということがわかりますし、日本全体でございますが、それを各地でどう出かけてみえるかというのは、非常にわかりにくい数字ということで、よくわかりやすいのが宿泊数なんです。ですから、宿泊数ということでお話をされたんだろうと思

っております。

観光庁の宿泊旅行統計調査、これは各市町村から県へ上がって、県が推計してさらに組合へといくという、そういう調査の仕方でございますが、岐阜県の外国人の延べ宿泊数でございます。

これは、暦年で行っておりますので、平成27年の1月から12月の今のところ速報値ですが、92万1,000人泊です。92万1,000人泊、これは、昨対で申し上げますと154.2%ですので、54.2%が伸びておると、非常に大きい伸びを示しておると。さらに、先ほど森議員がおっしゃられましたように、5年前の平成23年ということで比較いたしますと、当時13万4,000人泊でございますもんですから、実に7倍近くまで5年で伸びておると、といったことを知事さんが発言されたものと思っております。

県議が、発言された部分の八十数万人というものは、恐らく速報値の出る前ですので、あの当時、11月ごろでしたかね、12月ですか、そのころの値ですと、多分11月までの数字を83万人というふうで、報告されたんじゃないかというふうにして思っております。

本題に戻りますと、じゃあ、郡上市はということで、若干数字の細かい数字、申し上げて恐縮なんですけど、まず、観光連盟が現在、団体の予約を取り扱っております。その数字が、平成27年の、これも暦年でございますが、3万6,347人という数字でございます。

主な国別に、大きいほうから申し上げますと、台湾が特に大きくて、3万4,942人という数字でございます。そのあとは1,000人未満になるわけですが、シンガポール、その次にインドネシア、その次に米国、さらにはタイ、マレーシア、イスラエルといったような数字でございます。

これも、暦年比較というのがなかなか難しいものですから、年度で比較した場合に、どれくらいの伸びかというのを参考のために申し上げますと、平成22年度が6,186人に対し、平成26年度の取扱者が3万978人と、これも5倍のということで、5年間で5倍の取扱量になっております。

それから、もう一つは、立ち寄り先の観光施設、これ10施設ですが、ピンポイントで予約がありそうな施設に我々観光課が、時折随時、電話で照会をしておるものなんですけど、これが、これも暦年の平成27年の実績ですが、台湾が8万6,042人、マレーシアが4,651人、タイが3,994人、シンガポール2,747人、それからインドネシア2,026人、あとは香港、イスラエル等々でございまして、28カ国以上で10万3,000人余の方が、その主な予約施設、10施設に訪れておると。ですから、これよりも相当量の方が、郡上のほうへ訪れてみえておるということでございます。

それから、宿泊の状況でございます。

これが一番確実に予約しますもんですから、出てくる数字かなと思うんですけど、先ほどは立ち寄り施設の話でしたが、今度は宿泊をされた人数でございますが、これも暦年、平成27年の実績でございます。やはり多い順に言いますと、韓国が2,281人でございます。それから台湾が2,197人泊、香港が1,914人泊、あとはタイ684人泊、米国、中国、その他ということで、これも12カ国以上

8,348人泊というものでございます。これは昨年対比126.7%の伸びというものでございます。

なお、これも5年前に比べますと4.4倍という数字でおよそ四、五倍のペースで、5年間でも伸びてきておるというものでございます。

今、申し上げました数字というものは、回答があったものだけですので、無回答のものを含めると、推定で1万1,000人泊はあるんでなかろうかということでございます。もう一度申し上げますと、単純に、郡上市で主な施設をカウントしますと10万人程度は推測されますし、泊まってみる方は1万人程度ということが推測をされるといったところでございます。

それから、もう一つの御質問で、じゃ、ソフト事業はどんなということで、少し今の状況をお話いたしますと、うちのほうで、今、所管しておりますものは、長良川流域の観光開発を広域連携でやろうかということで、現在、協議をしております、これが、長良川世界農業遺産認定に関する観光事業も、その中に含めておるわけでございまして、岐阜県とそれから流域4市、岐阜市、関市、美濃市、郡上市の4市、それから、4市の観光団体が連携いたしまして、長良川流域周辺の世界に誇る観光資源を活用した、周遊の観光あるいは滞在型観光を商品化をしてみようという中で、例えば、情報発信をしてみようと、ホームページとか、各地でPRコーナーを設置したりとか、そういうことも、今、検討しておりますし、先ほど申しました商品開発として、例えば、レンタカーのクーポンとか、宿泊パックをつくるとか、そういったことを今やろうじゃないかということで、これは加速化交付金を使って、そういう事業ができんかということで、今、検討をしておりますのでございまして、今、国のほうとも協議をしております、この協議が終わった段階で、また議会にはお諮りをさせていただきたいというふうにして思っております。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。両方、エコパークの話は全く出てこなかったんです……。

(発言する者あり)

○3番(森喜人君) いいですか。そうですか、ごめんなさい、済みません。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 済みません。白山ユネスコエコパークにつきましては、これは昭和55年に実は登録されておまして、純粹に環境保護の観点から国と学者の関係が中心でありましたので、広がりを持たないということもあったと思います。

こういうことで、近年はいわゆるエコパークのこのエリアの中で、核心地域、緩衝地域と、従来のエリア設定のほかに移行地域ということを加えて、地域社会や人々との関連、あるいは圏域維持への取り組みというものが期待される、そういうものが推進される時代になってきたということで、

先ほど森議員御指摘のとおり、現在、拡張登録というものの取り組みを行っているというわけでございます。

特に連携とか、これからの外部への発信ということが、今、御指摘の質問の内容であったというふうに思いますが、お話のとおりこの3月20日に南米のペルー共和国の首都リマで開催されます、MABの国際調整理事会で拡張登録の可否が決定されると、こういうタイミングは、ここで3年間の取り組みの成果がここで間近に迫ってきた、現在はそういうタイミングでございます。

連携という観点からいきますと、拡張登録に向けまして、白山ユネスコエコパークに登録されているこのエリア、4県7市村で加えて、国の関係機関が協議会を設立をしまして、相当リレーシンポジウムも行い、あるいは研究も行い、管理運営計画の作成あるいは周知活動、ロゴマーク作成と情報発信に努めてきたわけであります。

今後のことでありますけれども、特に環白山保護利用管理協会、この皆さんとの連携ということが、今、予定をされておるところでありますし、白山の自然保護や持続可能な利活用の推進を図っていく中で、日本エコパークネットワークに参加していこうと、こういう日本の全体のネットワークの中に入るといふことによりまして、国内におけるエコパーク間の連携、これを大いに高めていきたいということでありまして、また、国連大学の出先機関との連携も今、検討をしておりますので、こういうことになりまして、エコパーク紹介のブックレットの共同出版あるいはネット配信ということを通じまして、国内外に情報発信ができていくというふうに考えております。

いずれにしても、3月20日の決定以降の取り組みにはなりますけれども、やはり、この登録の価値をしっかり受けとめて、高らしめていくということが非常に大事ですので、特に庁内では商工観光、農林水産、教育委員会、既にこういう連携組織を持っておりますけれども、そういうところを通じまして、4県7市村でともどもに、やはりシンポジウム等の関連イベントを開催をしたり、登録の記念をするようなイベントということもやっていく必要があると思っております。

ついでには、郡上市は市民研究会ということで、大変盛り上がりのあった郡上ですので、研究会の皆さんとも御相談をして、より市民運動という形もあるいはアイデアにおきましても、いろいろと連携をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。

白山の魅力ということを考えますと、本当に古代から歌にされてきたわけでありまして、これを、ぜひ多くの皆さんに知ってほしいし、先般、岐大の近藤真教授という方が、ちょっと知り合いになったのです。この方は、ニュージーランドの研究をしておられるんです。ニュージーランドの方が、この白山に登りたいということで、近藤真教授と一緒に登ったんだそうです。ニュージーランドの

方々は、白山を神の山としているらしいんですね。そうした意味でもう一遍本も読まなきゃいけないんですが、非常にニュージーランドからも注目されていると。中国、韓国なんかは、当然、白山は注目しておりますけれども、そうした意味で、この白山エコパークというものがこれから大きな役割を果たしてほしいし、本当ならば、先般の2月15日のイベントにも、白山エコパークも何で一つも全く名前が出てこなかったの、どうしたかなと、私は疑問を思いつつあそこにおったんですけども、ぜひ郡上市からも岐阜県のほうに発信をしていただきたいというふうに思っております。

白山というのは非常に印象が薄いといいますか、なかなか富士山のようなしっかりした格好ではないもんですから、なかなかイメージはよくないかもしれませんが、しかし、こういったものをぜひ映像化できればいいなというふうに思ってます。

ここに、私も先般から申し上げております、ドローンを使って何とか映像化できないかと。この長良川の農業遺産とそれからエコパークを使って、長良川の中流域からずっと、ドローンでもってずっと撮影をされても、鶺鴒から始まって、アユ釣りから始まって、ずっとこの最上流の長良川のひるがの分水嶺から、それから白山の登山道なんかもずっと、これ白山ってなかなか目に見えませんが、ですからドローンを使ってずっとこの映像をつくって、そしてそれを世界に発信してほしいなというふうなことを思っております。

これできるのは、郡上市しかないんですね。この農業遺産とエコパークをうまく利用できるのは郡上市しかありません。そうした意味で、ここは郡上市がどういうふうな方針をとるかというのは非常に重要だと思いますので、そこら辺を考えていただきたいと思います。

実は、TPP関連農林水産省事業ということで、これ平成26年から予算が出ておまして、これ放送コンテンツ海外展開といいまして、放送コンテンツというと日本のテレビ番組を世界に、海外に展開をしていくというものらしいんですけども、こういった事業の予算が実はついていて、平成26年から。平成26年度補正予算で4億円、そして平成27年度補正予算で12億円、それから28年度予算で2億円ついているんです。

これは、どういうことかという、平成26年度だけの話しかないんですが、120分以上の4つの話を、ストーリーをつくるんですね。そうすると1,800万円とか、240分以上の8話以上をつくると2,700万円の事業企画費が支給されるというものです。これ26年度なんですね。

27年度は、これからなんですけども、27年度に、実はこれ同じようなものが出るとすれば、例えば、6つのストーリーというようなことになるんだよなという話なんですけども、例えば、この郡上市でいえば長良川の鮎だとか、美濃の和紙だとか、郡上藍だとか、白山エコパーク、泰澄の歴史と文化とか、白川郷とか、こういった6つのストーリーを考えるんですね。これを世界に発信できるようにするわけです。そうすると予算がおりてくるということであります。

郡上市だけで申請をしようとする、例えば4つぐらいにしますと、長良川の鮎とか鮎を育てた

郡上市と町並みと歴史と文化とか、白山エコパーク長良川流域と自然環境、泰澄大師と歴史と文化、このようなものです。郡上市だけでやろうとすれば、そんな4つのテーマなどを考えておるんですね。発信できないかというようなことを思っております。

そうした意味で、こういったものを郡上市から申請をできないか、これを引き受けるところはあると思います。しっかりとやってくれるところはあると思いますので、そういうものがあれば、郡上市から申請をしていただいて、こういったものを郡上市から展開できないかということをおもっておりますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひますけども。

まず、森議員の話にありました、ドローンを使った、いわば鳥の目による撮影と映像というようなものは、非常に私も魅力があるものというふうにおもっております。

私が承知しているところでは、御指摘のその国の制度については、総務省の予算で26年度の補正予算で、そのような海外への放送コンテンツを作成する場合のその事業企画に対して、一定の助成制度があるというようなことは、承知をいたしておりますが、その26年度の補正予算に関する件については、27年度、今年度、今もう残り少なくなった27年度ですが、に繰り越して執行されて、大分、確かに全国から多くの応募があったようですけども、20件ほどの採択ということであったようであります。

今後、ちょっと、その27年度、28年度における同趣旨の予算、助成制度がどうなっているのかについては、私もちょっと、つまびらかに承知をいたしておりませんが、いろいろと研究をしてまいりたいというふうにおもいます。

この予算は、コンテンツを作成するのについては助成がありますが、海外の放送局にそうしたものを放送するという取り組みは、また別途、その事業主体がやってかなきゃいけないということで、かなりの力を必要とする事業でないかというふうにおもいますので、例えば、かなりの放送局とか、そういったところが事業主体として取り組んでいただけるようなことで持っていくと、なかなか郡上市だけの力では、ちょっと難しいのは御指摘のとおりであろうかというふうにおもいます。

よく研究をしてまいりたいと思ひますが、ただ、郡上市におきましては、今いきなり海外の放送局へ行って事業展開というわけではありませんけれども、各種の観光DVDであるとか、いろんなものをつくり、そうしたものの撮影に当たっては、ドローンからの撮影というようなことも織り交ぜながら、映像をつくってまいりたいと思ひますし、そういったものについて、また、インターネットの動画サイトで、それが見ることにできるようにするといったようなことも考えてまいりたいというふうにおもいます。

いずれにいたしましても、こうした、「清流長良川の鮎」という世界農業遺産認定、あるいは白

山のユネスコパークの再認定といいますか、こうしたことをできるだけやはり生かしていく方策を、検討をしてみたいというふうに思います。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。

27年度補正予算で総合的TPP関連政策大綱、これは、もちろん総務省から出ているんですけども、これは、コンテンツということで、放送コンテンツ、海外展開総合支援事業ということで12億円出てますので、これまた資料ありますので、お渡しをしたいというふうに思います。

2つ目に入りたいと思います。

新産業創出、郡上市に電力会社を設立できないかという質問であります。

これは実は五、六年前だったでしょうか、ドイツのアーヘンモデルという関連で質問をさせていただきました。これはソーラー、太陽光発電ですね、それから水力発電を中心とした、ドイツのアーヘンモデルというものでありますけれども、これは、ドイツは、国は脱原発宣言をしています。そういう中で、当然そういう方向に行かざるを得ないということになるんだろうと思いますが、日本の政府は、福島原発事故後も原発推進を表明をいたしております。これを海外にも展開をいたしているわけですが、このことについて、市長は原発についてどういうふうに考えておられるかということだけ、まず最初にお聞きをしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) このエネルギーの問題については、安全性とか経済性あるいは環境といったようなことに配慮して、総合的に判断をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、この東日本大震災における原発事故というような、大変な過酷な事故が起こったわけでありまして、日本は大変な地震国でもありますので、この原発というものが、人間の力でできるだけ完全を期して安全性ということをおっしゃっておりますが、100%安全ということは、なかなか期しがたいということもありますので、できるだけ依存度を低めていくということが、必要だというふうに思います。

それを、いつまでとにか、どこまでとにかということについては、なかなか私のような能力では断言できませんけれども、方向としては、できるだけ依存度を低めていくということが、今後、必要だというふうに思います。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 私も、原発はやはり少なくしていくべきだというふうに思います。

政府が、恐らく脱原発宣言できないのは、今、原発を進めているのはアメリカと日本ぐらいですね。そういったところから技術者がいなくなってしまうと、非常に難しい問題がたくさん出てきま

す。そうした意味で若い子たちが原発の事業から抜けていくということは、これは非常に痛手なわけです。そうした意味で、はっきりと宣言できないのかなというふうに、私は勝手に思っているんですけれども。

そういう中で、4月1日から電力の自由化が始まります。このこと、どういったことなのか、今までと何が変化するのかというようなこととか、それから、全国で既にもう先駆けて行政が電力会社を立ち上げてやっているところがあります。そうした現状がわかれば少し教えてください。

それから、郡上市内の自然エネルギーによる電力の供給量、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回の電力の自由化ということですが、そのことについて熟知をしておられる森議員から質問をされると、何か、口頭試問を受けているような感じがいたしますが、私も、詳しいことはよくわかりませんが、いわば一言に言って、これまで徐々にいわゆる電力の、一般電力事業者の地域独占性というか、そういう制度でやられてきたものが、徐々に規模によってだんだん自由化がされてきたんですけれども、ことしの4月1日から、我々の一般の家庭や商店とか、そういうところに至るまで、いわばどこから電力を買ってもいいという制度になって、いろんなメニューや値段というようなものが、これからそういう競争の時代に入っていくということだというふうに承知はいたしております。

それから、お話のございました、そういう自由化がされるということで、いろんな新しい電力の、いわば小売業者といえますか、そうした事業形態が一つのビジネスとなって、全国に広まっているということでありまして、中には、自治体がかんでそうしたことをやっているという例が、十二、三例あるということは、私も新聞で報道で承知をいたしております。

例えば、群馬県に中之条町という町がありますが、こうしたところで、やはり町が参画をして一つの地域の電力会社を設立をして、今、新しいビジネスに乗り出そうとしているというようなことがあったり、あるいは福岡県だったのでしょうか、そういったところの自治体も、そういう取り組みをしているということは聞いております。

ただ、これは、現在もう既にできているある新電力の小売会社が、非常に経営破綻をしているというようなことで、なかなか先行き不透明な、いろんな状況もあるようですし、既に自治体でそういう電力を、新しい電力会社を設立するということを表明しておられたところも、再生エネルギーの何か買い取りの交付金制度とか、こういうようなものについての先行きが不透明なために、その事業から撤退をするということを宣言されたところもあるというふうに承知をいたしておりますが、いずれにしろ、いろいろと勉強をしてまいりたいというふうに思っております。

福岡県のみやま市というところですね。

それから、今、郡上市において、こういう再生エネルギーの状況はどうかということですが、現在、私どもが把握をしている限りでは、市内のこうした再生エネルギーの関係は、まず、太陽光発電で大体、一般家庭の2,493世帯程度の電力を賄うもんということが、まず既に太陽光発電ということになされるということですし、あとは、小水力のほうは、現に動いているものとしては、昨年これも2つとも動き出したわけですが、石徹白の最初は第1発電所とっておりましたが、今は石徹白清流発電所、ここが大体81世帯分と、それから中部電力によって開始されました阿多岐ダム水力発電所が大体360世帯分というようなことで、合わせて、現在、郡上市内におけるこの太陽光発電、小水力発電合わせて、一般家庭の電力の2,934世帯分と、まあ、細かい数字はあんまりあれですが、それくらいの電力ということで、これは郡上市の約1万4,600世帯で割ってみますと、ほぼ一般家庭の20%分ぐらいの電力をこうしたエネルギーで、今、供給できる程度の電力供給になっているということだと思います。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 私が、アーヘンモデルのたしか質問をしたときに、市長から答弁をいただいたんですけども、あのときは、たしか美並とか八幡の日照の時間長いところは可能かもしれませんという話だったんですね。ところが、もう五、六年たちますと、今、高鷲の正ヶ洞スキー場というのが昔あったんですけども、そこにもうばんともう太陽光発電ができておりまして、今おっしゃられましたように、2,493世帯が太陽光発電で賄っているということで、非常に驚きました。

それと同時に、今、中国木材がバイオマス発電をやろうとしているという話も聞いております。非常にチャンスといいますか、郡上市はチャンスがあるんだなということで、1万4,600世帯を全部賄うわけにはいかないかもしれませんが、半分ぐらいまではいけるのかなという、私は感じを今受けたんですけども、そうした意味で、福島原発という問題も考えながら、この脱原発の方向というふうな、のろしを上げるというような意味も込めて、やっぱり、あとは雇用ということも込めまして、郡上市内にそういった電力会社をつくらないかということをお聞きしたいんです。

高く買って、安く売るということになるんでしょうけども、要するに中電よりも1円でも高く買ってあげて、1円でも安く売らなきゃこれ電力会社として採算とれなくなるわけですけども、そうした採算もあわせて、この郡上にそうした電力会社ができないか。

実は専門家にお聞きしたところ、そういった施設をつくるのに1億円ぐらいでできるんじゃないかと、施設自体はですね。これ私も詳しく勉強しておりませんので、あんまり大きな額はかからないのではないかと、言われたわけではありますけども、そうしたことにつきまして電力会社を郡上市に、郡上市で、行政でやるか、もしくは民間と手をつないでやるかということはありませんけれども、そうしたことについて、お考えをお聞きしておきたいと思います。よろしくお願

します。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） できるだけ、この自然エネルギーというか、再生エネルギーの活用ということとは進めていく必要があると思いますし、今のこの電力の自由化という中で、いわば地域においてエネルギーの地産地消といいますか、そういう体制をつくるということは、非常に大切なことだとは思っています。

先ほど申し上げたような、いろんな自治体を含んだ動きがあるわけですが、先行している自治体等については、何らかの電力会社をつくって、地域内の公共施設とか、いろんなところに安く供給できるという何らかの事業の基盤があるんだろうと思うんですね。ですから、そういう新しいビジネスに乗り出してるんだと思いますけども、郡上市の場合に、今、小水力発電も、いわゆる農業用水を活用したものについては、石徹白で2つ、阿多岐あるいは干田野、明宝の気良というような形で進めておりますが、片一方で純粋な民間ベースというか、補助制度を余り依存しない事業をやろうとすると、これはなかなか事業スキームが難しいということでありまして、誰がやるのか、どういう資金でやるのか、それで採算性がどのくらいで投下資本が回収できるのかといったようなことは、結構難しい問題がありますので、慎重に検討しなければいけない、いうふうに思っております。

なお、長良川木材事業協同組合、大変な大きな製材工場であり、端材とかいろんなものも出てくると思いますが、まだ具体的なバイオマス発電というような検討には、至っておられないというふうに聞いております。

いずれにしても、全国のいろんな事例等もよく勉強をさせていただきながら、勉強していろんな判断をしてみたいと思いますが、郡上市という自治体は、やはりいろんな意味でやれることがやっぱり限られておりますので、やはり優先度の高い仕事からやっていくということであり、民間でできることは民間でということが大事だろうというふうに思います。今、こういう時流に乗って、明確なそうした採算性とかいろんな経営の確証の持たないまま事業に飛び込んでしまうと、いわゆる武士の商法のような形になってもいけませんので、よく勉強をしてみたいというふうに思います。

（3番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） わかりました。私もまだ勉強不足のまま質問しておりますが、これからしっかりと勉強してまた質問させていただきたいと思います。きょうはありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時05分を予定いたします。

(午前10時51分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時03分)

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（尾村忠雄君） 8番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ありがとうございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、2点ですけれども、白山の開山1300年事業、それから庁内の事務業務についての質問をさせていただきます。

まずもって、白山開山1300年、いよいよ平成29年度でありますけれども、日本名山の一つ、白山でありますけれども、山そのものが御神体として今までもずっとあがめられてきました。しかし、そういった暮らしの中で、果たして今の郡上人として信仰心を感じているのかどうかということの疑問とか、あるいはその白山の美濃馬場を含めた郡上市内にも白山神社が多数あり、毎年行われるいろいろの神事においては、皆さんが楽しみにした祭り、あるいはそういった信仰の中で生まれておるにもかかわらず、ややもすると信仰の心は形骸化した形になっているのではないかというようなことを含めながら、いよいよ開山の事業についてであります。

28年度の事業にもあります、そういった中で、まず、事業の全体の方針について市長公室より説明を求めます。

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの白山開山1300年関連事業につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、27年度中におきまして、いち早く市内、庁内におきましての関係部局、ここで何度か会合を持たせていただいております。対外的には、もう1年前ということしの27年度の取り組みとして、東京郡上人会におきまして、1300年が近づいたという意味での白山に関する記念の講演というものをセットさせていただく、あるいは長良川流域、木曾三川流域が白山の下流域になるということもありますので、ちょうど昨年、郡上市で木曾三川の流域自治体サミットというふうな機会がありましたので、こういうときにおきましても、やはり白山1300年ということにつきましての記念講演を開催してきたということでございます。

また、市民の運動の中にも、やはりこうしたことについて、大変御関心をお持ちの方が多くある

わけでした、キックオフイベントと称されたイベント等につきましても、市も応援をさせていただくというふうな取り組みをしてきておるわけであります。そうした中で、昨年7月には白鳥及び高鷲地域の各種団体の皆様とともに、27名で組織する白山開山1300年記念事業検討懇話会と、こういう市民の皆さんを中心とするメンバーで懇話会を立ち上げまして、現在、白鳥振興事務所のほうで全体の事務の取りまとめもしてもらってますけれども、こういうものを何度か会合を持っていたきまして、4回ほどの会合を今、持ってきたということでございます。

それで、会議のまとめとしましては、白山開山を契機として育まれてきた文化が、この郡上の目指すまちづくりの理念として今日も息づいていると、こういうふうな考え方をもちまして、白山とその信仰に培われた芸能、生活文化の中におけます芸能、あるいはそういう日常における文化というものを次の世代へとつなげていきたいということで、事業テーマを「つなげよう 悠久の歴史に息づく白山文化」と、こういうテーマを1300年の大事な我々の取り組みのテーマにしていこうというふうに考えたものでございます。

それから、基本方針として、人と自然との共生、白山文化の再認識と継承、そして3つ目が白山を通じた交流と連携と、こういうふうな3つの柱を持ちまして、この機会を契機として、なお一層自然との共生あるいは文化の継承、そして交流と、いわば活性化といいますか、そういう3本の柱を目指していきたいというふうなことが考えられているところでございます。

また、市民の皆様参加意識を高めるということの必要性でありますとか、今後、記念事業を統括する運営母体、これにつきましても、懇話会を一つ発展をさせた形での実行委員会というものをしっかりつくっていこうというふうなお話が今、出てきておるところでございます。

そういう中で、ただいま御指摘いただきました28年度予算におきましては、一つは1年前のプレイベントということで、仮称、白山開山1300年プレオープニングイベントということで、周知を、こうしたことの皆さんに対する御理解を深めていこうと、そういうことで、ことしの7月にオープニングイベントとして白山開山1300年の意義に関する基調講演ということと、それから市内外の白山に係る伝統芸能、これを紹介をしていこうということで、例えば石徹白民謡、あるいは、これ富山県ですけれども、平村ですぬ前の、南砺平高校というのがありますけれど、その郷土芸能の部の舞台上演等を御披露してもらおうとか、こういうふうなことを通じて白山の裾野に広がります芸能とか文化というものを今回オープニングイベントで御披露しながら、1300年へ向けての機運づくりというふうなことを今、考えているところでございます。

また、同時に教育委員会におかれましては、11月には白山山麓の民俗芸能の紹介を含む、郡上市の青少年郷土芸能フェスティバルも計画されておりますので、こういう中においても、白山に係る民俗芸能の魅力あるいは地域文化を知っていただく機会として、そうしたプラスアルファの加味がされていくというふうなことも、これからの計画の中では考えられていくというふうに承知をして

おります。

また、市民の皆さんが独自に何かやろうという取り組みも実際聞こえております。こういうことにつきましても、一定の方針、趣旨の合うものにつきましても、活動費の御支援と、こういうことをもって市民協働型のイベント推進ということも考えてございます。

それから、3つ目につきましては、やはりある程度PRしていくことが必要でございますので、1300年というものを周知していくポスター、チラシあるいはロゴマークなんかも今、募集されてますけれども、そういうふうなことで情報宣伝ということ、懸垂幕の作成なんかも先般も民間の活動の中でもしていただきましたけれど、こういうふうな取り組みをしていこうということで、来年度の本番に機運を盛り上げていくというふうな28年度になるというふうなことを考えております。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 方針として3本の柱、そのような形で今、進められて取り組みがされているところであります。

そこで、観光の面から少し質問をさせていただきますが、せっかくこういった事業それぞれ進められるわけでありましたが、御存じのように美濃、加賀、越前の三馬場の連携と申しますか、それぞれの郡上は郡上だと思っておりますけれども、せっかくですから、北陸方面からの連携した白山地域の誘客、あるいは今後そういったことにつないでいく、あるいは多方面の連携を模索しながら、例えば長良川鉄道を利用して、ぜひとも美濃馬場には特に多い白山が岐阜、愛知のほうでは750社とも言われておりますが、ぜひともそういった方が集えるような何らかのいいイベントも検討されるべきではないかと思っておりますが、せっかく来てもらった以上は、また石徹白の中居神社のほうへ向かういろいろな臨時バスと申しますか、企画も含めて、ぜひともこの事業が盛大に観光面につながるように、この方宿泊等についても市内における連携と申しますか、そのようにして観光部長にお尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長(尾村忠雄君) 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) ただいまの御質問2つの観点からやっと思っておりますが、まず1つ目に、北陸各県各市との連携という点でございます。

いろんな広域協議会の所管をしております、例えば北陸広域観光推進協議会という、これが大きな北陸の富山、石川、福井、それに岐阜県は郡上市だけでございますが、大きな広範囲の団体でございます、これは観光パンフレットつくったりとかっていう、そういう情報発信をしておる団体でございます。

また、先ほど少しお話ございましたように、環白山保護利用管理協会という、これは白山の保護と秩序ある活用といった面で地域づくり団体も含めて、一緒になって活用していこうという団体で

ございます。

特に、観光の面でございますと、白山山麓の自治体が連携して環白山広域観光推進協議会という協議会がございまして、これは、構成3県でございますから、石川、福井、それから岐阜県と、それから、5市村、白山市、大野市、勝山市、それから郡上市、白川村といったようなことで組織しておる団体でございまして、事務局は石川県にございますが、そこが白山周遊観光を基調とした観光の宣伝等々行っているところでございます、平成28年度の事業に向かいましたは、やはり今、お話ございましたように白山開山1300年記念というものをテーマといたしました事業展開をしていくということで、例えばパンフレット、ポスター作成というのは当然でございますが、例えば東京、大阪、名古屋へのキャラバンを白山1300年ということをテーマにキャラバンしていくとか、中京圏でありますと、名古屋市あるいは名古屋まつりの会場において白山1300年の情報発信とか、あるいは、大手のインターネットのトラベルサイトがございまして、そこを活用して白山開山1300年の記念事業のPRといったようなことも、今、協議会の中で検討しておるところでございます。これは平成28年度の事業を今、検討しておるというものでございます。

それから、郡上市の市内、市としてはというようなお話でございましたが、実は、この白山開山1300年というのは、大変大きい話題になるということが想定されますものですから、着地型観光の造成ということで、昨年も実は大手の旅行社の方に御相談いたしまして、何とか美濃馬場を使ったような旅行商品ができないのかと、先ほど言われましたように、郡上に宿泊して白山美濃馬場でいろんなお話を聞いたり、見学をしたりというようなツアーがでんかということをお話させてもらいまして、まだ企画的には、ちょっと時間の配分が難しいということで、例えば名古屋イン、八幡宿泊、それから長滝神社で見学して、さらに白川郷を見て、北陸アウトとか金沢アウトとかそういうことも可能でございますもんですから、そういったようなルートについて、さらにもう少し研究してもらえんやろうかということは、今やっておるところでございます。

特に、長滝白山神社から中居神社へ至る一帯でございますが、非常に今、観光資源がそろってきております。例えば、白山文化博物館はそうですし、その近辺に県のアイパークの整備計画、それから道の駅のリニューアル、それから棚田百選の正ヶ洞の棚田でございますし、さらには日本滝百選の阿弥陀ヶ滝、それからもう一つ新しいニュースで、日本レクリエーション協会の新日本歩く道紀行100選の歴史の道ということで、新聞報道なされましたが、白山登拝路が選定をされたということがございます。

非常にこの辺は、白山信仰文化といったことについては、大変な魅力ある地域に今なりつつあるということで、ぜひこれは売り込んでいきたいと思っておりますし、インバウンドにつきましても、外客の皆さんの魅力は、やはり日本の田園風景とか文化とか、それからお城、城下町、お寺、神社仏閣、そういったことに非常に興味を持っておられますものですから、そういうことについてもぜひ、

我々としてもそういうセールストークをかけてまいりたいと。

いずれにしても、このあたり本当に魅力ある商品化っていうのも十分可能な地域ですので、1300年というのを本当に大きな契機といたしまして、ただいまの議員の御提案を十分参考にいたしまして、旅行事業者のほうへ企画を呼びかけてまいりたいという意味を持っております。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) ぜひ観光面に向かつての、このまたつながりがより大になりますようお願いをしておきたいと思えます。

さて、白山開山の1300年事業の中に、信仰心ということを取り上げさせていただきました。戦後、人々の信仰心は時代の流れとともに、薄れがちとなっております。白山は、もちろん三名山の一つでありますけれども、昔から人々の信仰や畏敬の念を集めてきた山であります。白山は、神道と仏教による神仏習合によって、人々の信仰を集めてきた。信仰心といいますと、以前も質問したところではありますが、政教分離の問題、いろんなことがあろうと思えますけれども、やはりこの機会にぜひとも、白山にはそれら全てを超越した自然への感謝といいますか、他人への思いやり、郷土愛、自然と人を大切に思う心、先ほどの3つの柱にも1つありましたように、非常に大切なこととなります。

そこで、「清流長良川の鮎」の文化遺産につきましても、やはり白山開山の1300年と機をともにして、やっぱりちょうど今そういった時期に、自然の調和について盛り上がってきたところであります。そういった連携をした信仰心についての情報、取り組み、あるいはそういったことについての情報発信を行うべきだと思えますが、市長公室長の見解をいただきます。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 昨年、認定を受けました世界農業遺産では、長良川の水が着目されまして、この地域の特徴である人と自然が調和する水循環、長良川システムが世界に誇るべきものであると言われてるところであります。その中の特徴として、郡上では水を大切にする精神が根づいていると、そして暮らしや農業、伝統文化を支える水とその源となる山々に感謝するといえますか、そういう思いを至する我々の精神性が、やはり大事にされてきているというふうに思います。そして、そのもととなっているのが、この白山であろうと。まさにみくまりの存在ですね、神。

こういうことで、世界農業遺産は、長良川水系の豊かな自然を守り抜き、後世に伝えることが目的になりますので、白山開山1300年は長い年月、地域の人々が守ってきた自然、それをとうとぶ心を再認識する機会にしていきたい。市としましては、世界農業遺産、また同じく先ほどからも上がっておりますが、人と自然の共生を目指す白山、ユネスコエコパーク、これもちょうどここにかぶってくる今の非常にいいタイミングでございますので、人と自然が調和するまち、郡上と、こうい

うものをしっかりと情報発信をしていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、庁内の関係部で話をしておりますのは、郡上市が非常に多くの文化財を有しておる。そのものがやっぱり白山文化、白山信仰によるものが多いわけでありましてけれども、この機会に関連する文化財をしっかりと大事にし、それをまた保存へ向けて取り組みをし、また特別企画展などで、皆さんにもごらんをいただく中で、そうした願いといいますか、ここまでやってこられたそういう取り組みというものをみんなが理解できるような機会づくりも考えていきたいというふうなことも、庁内の議論の中では今、検討させていただいております。

それからもう一つは、世界農業遺産の普及啓発活動の中で、郡上市で里川シンポジウムが開かれます。また、名古屋市では関係4市の農林水産物を販売するマルシェ、いろいろ等のイベントが関連してありますので、そういう機会を通じながら白山開山1300年に関する情報をしっかりと、ただいま御指摘のような意味合いをしっかりと位置づけながら、発信をしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 当時、上り千人、下り千人と言われた言葉の中には、これはあくまでも信仰心があってこそ、そういったことがあったんでありまして、今、なくなったところについては、やはり、その辺のことも課題でないかということの特を思っております。また、人々の信仰心のモラル低下によっては、やはり今いろんな報道をされる命の軽視というような問題で、非常に心も痛む事件が発生をしております。そのことからもしっかりとその辺について大事なことであるということ認識しながら、そして、また岐阜県においては、県民の歌あるいは郡上の市の歌、市民憲章なんかについても、やはり全て信仰心にかかわった自然との調和、人との助け合い、ふるさとを愛する心の大切さが盛り込まれていると、私は強く感じておるところであります。

そういったことで、市長にお伺いするわけでありまして、ちょうどこの郡上市民憲章の「自然を敬い、自然に親しみ、豊かな山河を守りましょう。」の中の趣旨として、「私たちの祖先は、自然を敬い、そして、その恵みに感謝して生かされて生活を築いてきた。ところが物質的な豊かな追及により、環境汚染、自然破壊などさまざまな問題が出てきた。今こそ豊かな緑、美しい清流の里として、郡上の自然を守り育てることが願われている。」と意識し、また、「命の尊びと思いやりとぬくもりの心を育てる。」ということにつきましては、「自己中心的な考えが、人命を軽んじ、心を荒廃させ、人と人とのつながりを薄くしています。生あるものの命を尊び、人を敬い、思いやりの心のこもったあたたかいことばを交わし合い、ともに支え合って生きていく人情細やかなぬくもりの里、郡上であることを願われる。」という趣旨の郡上市民憲章の内容であります。

そういったことを踏まえながら、やはりしっかりと大事なこと、大切なことをこういったことに

取り組みながら、今後、この1300年が100年、200年、1400年、1500年と続く、つなげるために我々は今、何をしなきゃいかんということをしかりと取り組んできたと思いますが、最後に市長がまとめて思いをいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回、白山開山1300年という一つの節目を迎えるわけであります。山田議員が御指摘のように、この白山、これは泰澄大師が西暦717年に白山を開山されたということで、1300年と言ってるわけですけども、もっとさかのぼれば、恐らく日本列島に人が住みついて縄文の時代、弥生の時代と時代を経てきているわけですけども、古くからやっぱり山岳というものに対する畏敬の念あるいは感謝の念、そうしたものが一つの信仰ということになったんだろうというふうに思います。

泰澄大師が開山以来、白山は神仏習合とかあるいは修験道とかいろんな場になったわけでありまして、私も先ほどお話ありましたように、政教分離とか信教の自由とかいろんなことがありますので、この世界の中で行政とかいう立場で一定の個人の踏み込んではない領域のところもありますので、そこのところはしっかり慎重に考えながらということになろうかと思いますが、例えば、白山信仰というものは一体どういうものであったのかということ勉強することは何も遠慮することはないと思いますし、また、そういう白山信仰というものが、今日どのような意義を持って、我々はそこから何を受けとめなければならないのかというようなことは、しっかりこうした機会に勉強し、また情報も発信をしていく必要があるというふうに思っておりますので、述べられたように、こうした機会を好機として捉えて、何よりもまず郡上市民がこの白山信仰あるいは白山文化というもので、郡上の歴史的な文化というものが開けてきたという一つの歴史がありますので、こうした機会に学んでいければというふうに思っております。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） この1300年事業が、ぜひともそのような形のいい方向につながっていきますように、ぜひともお願いをしておきます。

続きまして、2点目であります。

庁内の事務業務についてであります、さきの国庫金の納付遅延事件につきましては、あったとおり、報告のとおりでございます。本議会におきましても、専決処分におきまして、遅延・不能金処理について、市長、副市長を初め幹部職員については、市の財政に負担のないように弁済がされたことを我々議会としても承認をしたところであります。

さて、その教訓によって業務の改善がいかに取り組みられていくべきかということが重要であります。起こったことについての反省といいますか、そのことを踏まえながら今までよく聞きますと、

担当部局のような改善の話は聞かれましたが、市全部局において、文書の扱いあるいは事務の流れ、そういうようなことをしっかりと取り組むべきだと思いますが、市長公室長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの国庫金納付遅延につきましては、改めましてあってはならないことを犯したということにつきまして、深くおわびを申し上げたいと思います。大変申しわけありませんでした。

そこで、本来、きちんとした事務を正確に逐一確認をしていけば、発生を防げたのではないかと、こういうことをございますので、この件につきましての直接的な対応としましては、やはりこうしたいわゆる現金、特に国庫金、国税の納付につきましての単独による小切手の発行によりまして、今回束ねた幾つかのものを一緒にしたということございましたので、単独による小切手の発行により確実に納付すると。あるいは通常事務におきましても、的確な連絡確認と、これのしっかりその徹底を図るんだと。それから3つ目は、内容の確認におきましては、電話等の連絡だけではなくて、確実にそのことを伝え、そして、確実にそのことを確認するという直接確認ということ今回申し合わせをしたところであります。

それと、12月の市議会の全員協議会におきまして、おおむね最終的な報告をさせていただいた時点で、市の庁議におきまして、改めまして部長級に対して、てんまつの話と事後の対策につきまして、徹底をさせていただきました。また、2月16日には市議会であたいま言われた専決処分の議案もございましたので、改めまして臨時の部長、所長会議を開催をしまして、そして注意喚起を行ったところでございます。

今回の件を教訓として、職員一人一人が公正、正確に処理をするという意識を常に持つと、そして、決済の段階では職制に従って、正確性を期するというふうなチェック体制を徹底しようということにつきましては、しっかりやっていくというふうな確認をさせていただきました。

毎年、いろんな研修を持っておりますけれども、特に28年度におきましては、こうしたことがいわゆるリスクということでございますので、リスクマネジメントの研修を、特に幹部研修として実施していきたいと、今回のことを反省しながら、そういう機会も持ちたいというふうに考えております。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それぞれの全部署において、やはりしっかりとした教育、また、反省に立って、今後のいい方向に進まれるようお願いをしておきます。

また、もう一点であります、特に今議会におきましても、国の情報セキュリティ強化に対する対策費も改めて3月補正で上がったところでもありますけれども、既にマイナンバーのことにつき

ましては、住所、氏名あるいは顔写真が一致しないというようなことの事案が既に報道にあります。やはりこれにつきましても、誤った入力、システム上がしっかりしておっても、その操作をする者はやはり職員でありますし、職員の皆さんがセキュリティーに対する意識を高めることが重要であると考えます。そういったセキュリティー対策に取り組む意識について対策をどのように行っているのか、改めてまた市長公室長にお伺いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） まず、2とおriあると思います。一つは、いわゆる情報セキュリティーの原則的なことでは、マイナンバー以前から取り組んでいることがあります。これは、ハード面の整備だけではなくて、特にやはり意識が大事だということでありまして、これにつきましては、もともと情報につきましてはのセキュリティーポリシーとか緊急時の対応手順につきましては、毎年それを確認するような実施手順というのにはでき上がってございます。

それから、同時に内部監査の体制を持っておりまして、相互に実施手順書に基づいての情報セキュリティーということにつきましてはの内部監査も毎年4回実施をしているところであります。さらに、一般的には職員に今日的なセキュリティー対策に関するさまざまな情報といいますか、そういう知識を持ってもらうことが必要になりますので、毎年、岐阜県行政情報センターから専門の講師を招いて、階層別な研修を行っているところであります。

そして、こういうふうな一般的な情報セキュリティーに加えて、今般のマイナンバーにつきましては、やはり特定個人情報、この番号を含む取り扱いが実際、業務上始まってきておりますので、それに向けまして郡上市においては、既に3年前からマイナンバーに関しましての連絡調整会議というのを全庁的に開催をしております。副市長がこの責任者という形で、そういうものをもって行ってきておるところであります。

議会からも御指摘をいただきました、昨年11月、これが現にマイナンバー制度が始まるというタイミングに捉えて、全職員の研修会をまず行いました。そして、それを踏まえまして、今般の情報セキュリティー研修の中で指摘されたことが逐一実施されているかということにつきまして、再度年が明けてから、マイナンバーに関しましての連絡調整会議を開きました。

その中で現在、特定個人情報の取り扱いの体系でいきますと、特定個人情報等に関する安全管理に関する基本方針と、これ、昨年の10月段階で定めているわけですが、それを一つの基本方針の頭に置きまして、そして、それに基づいた管理規程というものを昨年のやはり10月に訓令で発しまして、制定しまして、そして、それを各課に置いて特定個人情報の取扱規程ということで、それぞれの各課において作成をし、そしてそれをチェックしていると、こんなようなことを行っているところであります。

それからもう一つは、市長がこうした特定個人情報の取り扱いに関して、特別に厳格な個人情報

の取り扱い、適正な取り扱いということにつきまして、市長が一括してこうした取り組みについての表明をし、告示するという行為をもって、全庁に対して職員に改めて認識を求めたところがございます。今後は、それぞれの各分野において指定がありますので、その評価を現地実地調査のような形で行って、それを公表していくということで担保していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) そういった取り組みをしていただいております。

また次に、新採の職員の研修についてであります。一つ提言をしておきます。広くなった市の職員の中にそれぞれ業務に振興事務長も含めて取り組んでおっていただくんですが、市民からすると、ややもするとなじみが薄いというようなこともあります。公務員は、市民の奉仕者であることはもちろん言うべきでもありません。しっかりとやっぱり業務はこなしていただくわけでありまして、やはり市民との心の通う職員を育成することが大切と考えております。市民と心の通う職員の育成の一環としては、現在も公民館あるいは地域の活動に積極的に参加するようなことを行政としても勧めとっていただきますので、それはわかりますが、加えて新規採用職員には、第三セクター等への企業への短期間派遣をするようなことをぜひ検討されてはどうかと思っております。

いずれにしても、職員の教育については幅広いものはありますけども、市民と職員が一番接するところが大事な、そういった心の通うことだと思いますので、その辺についての取り組みを市長公室長、あるいは、まとめて市長も総括して御意見をいただければと思っております。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) それでは、新採職員の研修につきましてです。

近年、やはり鉄は熱いうちに打てと、こういう言葉、いいか悪いか言いませんが、特に若い職員に対して熱を入れて研修に取り組んでいるところではありますが、近年、始めたものでは郡上おどりに出るというふうな取り組みを若い新採の職員に求めて、それによって仲間意識とか、そして郡上の伝統文化を身につけて、それに参加するという意識ができてきます。これ、白鳥おどりもやっぺいこうという話にしておりますけども。そして、各イベント、たくさんありますから、郡上中のイベントを2年間かけてスタッフ勤務させると、これも現在行って、3年目、4年目になってきました。

3年前から、またエルダー制度といいまして、直列の上司の関係ではなくて、ちょっと外れたところにお兄ちゃん、お姉ちゃんという格好で職務について相談をするエルダー制度というのを導入しまして、そこで横からのアドバイスができるという仕組みを現在持っております。

そして、一昨年からはじめたものでは、採用した5年目までの職員が一堂に会して、そこでいろいろ

ろな、職場が広くて出会えんもんですから、皆さんが出会える機会、そして、そこでいろんな職場というのを感じ合えるという場面をつくり、そして、御指摘の民間企業研修につきましては、昨年からは、初めて昨年行ったわけですが、入職5年目の職員を対象に全体で4名で、少ない人数で試行でやったわけですが、昨年は、大和総合開発に7日間送り込みまして、接客、それからそういう第三セクターとしての郡上の振興の現場というものを味わってもらったということで、そういう機会を持たしていただきました。大変、日ごろの経験できないことができたということでよかったのではないかと思いますので、新年度に向けて充実させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 職員の研修につきましては、新規の採用職員に限らず在籍している職員について、やはりきちっと対応していかなければいけないというふうに思っております。先ほど前段の事務の処理が不正確であったというようなことも、やはりこれはもう最低限果たさなければならぬ問題でございますし、また今、職員は地方創生とかいろんなことで創造性に富んだ仕事にチャレンジしていくということも求められております。また、御指摘のように、市民と心の通わせ合うことができる職員と、こうしたことも求められているということでもありますので、しっかり研修あるいは日常の職場の中でのトレーニングというようなことで、そうした職員に成長していただけるように、努力をしてまいりたいというふうに思います。

（8番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それぞれ取り組みを聞かせていただきました。大変職員の皆さんには忙しい日々の事務業務でありますけれども、しっかりと今、市長が言われましたようなことを含めて、みんなで取り組んで郡上市のいい業務が遂行できますようお願いしておきます。また、先ほど事務業務につきましては、実は取り組みにつきまして、以前、経過表を見せていただきましたが、副市長におかれましては、先月やめられましたけれども、そういったことも精神的な一端でなかったんではあろうかということで推測をしながら、本当に一日も早い回復を願いながら心からお見舞いを申し上げるところであります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時44分）

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 0時59分）

◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） こんにちは。昼からの1番バッターということで、お願いします。日本共産党の野田龍雄でございます。

通告に従って質問させていただきます。質問の概要を提出しておったんですが、一部見間違いで訂正をさせていただいたところがありましたので、市長さんのほうにはそこに置いておきますので、よろしくをお願いします。

きょうは2つの質問ということで、主に福祉の問題、それから2つ目は、小規模企業の振興ということで、質問したいと思っております。

1つ目に、私たち庶民の暮らしが大変苦しくなっております。アベノミクスの評価がいろいろですけれども、大変不安を持たれておることがたくさんありますし、この消費税の8%に増税した結果、大変景気が落ち込んでおると、そして一般の人の賃金もそんなに上がっていないということから、この消費税引き上げへの影響も大きく暮らしにのしかかっており、この上、社会保障を削る政策が続いております。持続可能などという言い方の中で、これまで行われていた福祉施策がどんどん削られようとしております。年金も下がってきておりますし、医療費の自己負担も引き上げられるというような動きの中で、大変将来に対する心配は大きくなっております。国保税の負担も大変重いと。

そういう中で今、消費税10%が計画され、政府の中でも、あるいは自民党の中でもやるべきだといや、どうなんだというような論議もあるような中でございますが、景気に大きな影響をもたらすこととなります。働くその実質賃金も低下しておる、そういうことで、まず1つ目、質問です。

生活保護基準の削減は、収入のない世帯にとって大きな打撃となっております。市はこうした人々の暮らしの実態をどのように把握しているか、その対策として市としてできることは何か、また生活保護基準の削減で影響を受けるほかの制度がありますが、どんなものがあるかお聞きをしたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

今、御指摘がありましたように、アベノミクスの政策の効果というのが、なかなか地方において

は感じられないところがあるということは事実であろうかというふうに思っています。そういう中で、来年の4月へ向けての消費税の8%から10%への引き上げという問題、今も国会で議論になっておりますが、私どもも注意深く見守っていきたいというふうに思っております。

さて、最初の御質問でありますけれども、生活保護基準の削減ということで、郡上市の人々の暮らしの実態をどのように把握しているかと、こういう御質問でありますけれども、この生活保護基準の生活扶助基準と申しておりますけれども、これにつきましては、年齢であるとか世帯人員の数あるいは地域差、都会と田舎というようなことでのいろんな影響の調整を図るということで、平成20年以降、いろいろと見直しがしてこられまして、ここ直近では、平成25年から3年間にかけて段階的に実施をされました。

都市部と町村部との調整とか、あるいは単身世帯と少人数世帯とのいろんな調整というようなことがあったんですが、ここで申し上げたいのは、扶助基準が削減されたというふうに一口でおっしゃいますけれども、実際には何歳代の単身の人は幾らと、何歳であれば幾らとか、あるいは2人世帯でとか子どもさんがいてとかってというような、その世帯のタイプによって、郡上市なら郡上市の地域、こうこういうところでのその扶助基準というものが見直しをされたということでありまして、むしろ郡上市において、この生活保護の対象になっておられる方が非常に多い、例えば、40歳代以上の単身世帯では、41歳から59歳という年齢層の単身の方ですと月額1,530円の増加、それから例えば、60歳から69歳の方々ですと月額2,840円の増加、それからまた、特に郡上市においては、その世帯区分で対象の生活保護世帯の対象区分で、累計的におおむね50%弱を占める70歳以上の単身の方になりますと、月額約1,140円の引き上げということであります。

先ほど申し上げました41歳以上、いわば40歳から下の年齢層ですと引き下げというようなことでありまして、例えば、引き下げ率1.3%、月額840円の減額というような年齢層もありますけれども、概して郡上市の生活保護の対象になっている方は、どちらかというと基準的には引き上げられた世帯のほうが多いというようなことであると認識をいたしております。

また、こういう生活扶助基準が見直しされたということで、他の制度で何らかの影響のあるものはないかと、こういうことでもありますけれども、一つこの生活扶助基準のこういうものを基準にしておりますものの中に、子どもさんの学校教育における就学援助費というようなものがあります。これは、生活扶助基準のその家庭の所得が1.5倍というような基準があるんですけれども、今回、こういう生活扶助のほうの見直しによって、例えば、就学援助費のほうがもし新しい基準で、前の基準であれば該当してたけれども、今度の新しい基準だと該当しなくなると、そういうケースがある場合には、前の基準によって該当させてくださいと、こういう国のほうからの通知も来ておりますので、そのような扱いをしているということで、今回の見直しによって就学援助費の受けられる、受けないということが影響があるということはないというふうに認識をいたしております。

また、幼稚園の保育料とか保育園の保育料についても、従来より、生活保護の受給者、これを第1階層と言っておりますが、これについては免除をしておりますが、その次の階層の市民税の非課税世帯となる第2階層の方々についても、特にひとり親世帯など、特に困窮していると市長が認められた世帯については、郡上市の規則によって利用負担額をゼロ円とするということの扱いをしておりますので、こちらの面においても今回の生活扶助費の見直しというものが影響で、従来受けられていたものが受けられなくなったと、こういうことはないというふうに認識をいたしております。

それから、こういう生活扶助費の基準はどうしても国の一つの一定の全国一律の基準によってやられておりますので、市としてはその基準に従って生活扶助の支給等をしていくわけですが、こういう生活保護以外のセーフティーネットといたしまして、平成27年度から社会福祉協議会に委託をしておりますが、生活困窮者の自立支援事業というような事業での相談事業、あるいは、そのほか社会福祉協議会のほうでやっていただいております心配事相談であるとか、あるいは、無料法律相談であるとか、健康課が行っておりますところとからだの相談であるとか、あるいは、県弁護士会や司法書士会がやっております多重債務者に対する相談と、こういうようなことで生活に困っておられる方々に寄り添っていろいろと御相談をしていくと、そういう親身になってきめ細かな支援を努めてきているところでございます。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 今のお話で、郡上市の場合にはそんなに大きな影響はないと、むしろよくなっている部分もあるというお話でございました。私、その点、大変心配をしておりましたので、その点では安心しますが、これは基準とか都市との比較とかいろんな基準がありまして、その中で郡上市は、以前から都市と比べたらずっと低い形になっておりますので、そういう中で、より一層これらに縮められたら大変だという意識をしておりましたが、そういう点で仕方がないというか、国の制度ですので、その中でも、市の中で市の対策として、そういう人たち、何らかの手を差し伸べることはできないかというようなことを私も考えており、今の社会福祉協議会等の取り組みもあるというお話だったと思いますが、実際には、そういういろんな相談活動等に相談を行っても、なかなか自分の気持ちがわかってもらえないと、うまく本当に困っておるのに行っても、何もならんというような言い方をされる人もあります。

そういう点では、やっぱり実情に合った相談活動、社会福祉協議会へお願いするだけでなしに、市としてもきちんと責任を持って相談していただくと。私はそういうすき間といいますか、なかなかそれはうまくいかんのでというようなことについては、私からも市の社会福祉課の担当の方にも何とかいろいろ相談しながら、何らかのいい手はないかしらと思って話をしておりますが、そういった点についても、一層、私たちがどうなんだと言わなくても、相談したい人が本当に十分聞いて

いただける、先ほども質問にもありましたけども、心の通う市の対応を求めたいというように思います。

それでは、2つ目なんですけれども、介護保険サービスの削減、これはずっとこれから後30年かからですか、新しい体制に向けていろんなことが進められておるようですし、郡上市もそれに対応して、どうしたらええかということで、いろいろ行われておるといことは承知しておりますが、おおざっぱに言うと、介護度の低い人は在宅へというような動き、施設の利用が重度の人に限られていくんではないかという心配、そして、家庭でそれじゃできるかと言うとできない家庭も随分ありますので、そういった面について、市としてどういう対応をしていくか、今いろいろ組織を立ち上げたり、相談したり、ボランティア組織をいろいろ考えていただいたり、いろいろしておる過程でありますけれども、今、市の取り組んでいる内容をまず大ざっぱにお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今お話がありましたように、介護保険制度は、平成27年度から大きく変化をしたと、改正をされたということでありまして、今お話がありましたように、特別養護老人ホームの入所基準については、原則介護度3以上というようなことであるとか、あるいは、要支援者のほう、要支援1、2というような方々については、通所介護とか訪問介護サービスというようなものを地域支援事業という形で、各市町村でやりなさいということで、これは来年度、平成29年度からきちっと移行しなさいということで、平成28年はまだ移行途中の期間ということであります。

そういうことでありまして、今、市としてはどんなことに取り組んでいるかということでありまして、例えば、今の特別養護老人ホームの入所基準が、確かに原則介護度3以上というふうに改められたということで、これは必ずしも確かにそうすると、2や1の人はもう入れてもらえないということはあるわけですが、その反面、これまでその辺がしっかりしていなかった点があって、例えば、特養へ申し込みをしておられる方の順番というものもある程度重視しなきゃいけないというような中で、今回3以上という形で、市内の特別養護老人ホームの入所の決め方をやはり客観的に見て、その介護の必要性のある方から優先して入れていくことができるようになったというような、ある意味ではプラスの面も出てきているというふうに考えております。

そしてまた、地域支援事業というものに移行をしていくということの準備あるいはその辺の問題でありますけれども、要支援者のサービスについては、この新しい地域支援事業という形で移行しても、現在利用しておられるデイサービスであるとかあるいはヘルパーによるサービスというようなものは、引き続き利用することができますし、そしてまた、この辺が地域支援事業となったときに、従来の画一的、均一的な介護のサービスでなくて、その人の需要度に応じたような形のサービスといたしますか、そうしますと、それに対するサービスに伴って支払わなければならない料金も変

わってくるということになるわけですが、そういう需要に応じてきめ細かくサービスができるというメリットもあるということで、そういうことができるような今、準備態勢をしているところでありまして、29年度からの実施に向けまして、例えば、そういう細かい需要に応じることができるような、高齢者の生活支援サポーターというような方の養成であるとか、それから同じデイサービスでも従来のものより少し軽目といいますか、そういうようなミニデイサービスというようなものもできるようにというような準備を今、いたしているところでもあります。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 実際には、今までは、例えば、専門の介護士、介護の職員が専門の知識を持ってやっていたことが、いわば専門でない方でもやるようになって。もちろんその研修もやられておるんですけども、一番心配しますのは、今までは生活援助といっても、行くことによって利用者さんの実情を専門家としてしっかり見て、これは気をつけないかんとというようなことに気づいてもらったことは随分あったと思うんです。そういうことが本当にできるかどうか、難しくなるんじゃないかと心配しております。

それから、今度からはもう生活支援等は有料になるんじゃないかと、今まで一部やったものが。そういう話もあって大変心配をしておりますので、そういう点についても、今メリットがあると言われて、今まで一律であったものが、利用者さんの状態に応じて必要なサービスというふうになって、かえって安くなることもあるし、逆に言えば高くなることもあるんじゃないかと思えますけれども、そういう点で、本当に地域の体制としてしっかりやっていけるかどうかということをお私、大変心配しております。

せんだつても、地域でも民生委員の方を選ぼうって話があったんですけど、なかなか適任の方がいないという、そして、やるとすればやっぱり責任もあるし、そういう知識も必要であるということで、今、選出するのにいろいろ苦勞をしてみえますけれども、そういった点によく似るとるなというような感じがしております。ぜひとも、福祉の郡上市ということで、よそからもうらやましがられるような、そういう具体的な施策を一層広げていっていただきたいというように思います。

時間がありませんので、2番目のところに入りたいと思います。

これは、小規模企業振興基本法というものが2014年に制定されました。これに従って、小規模企業支援をするということをこの基本法の中で、自治体の責務としており、これに従って、今、全国で中小企業・小規模企業振興条例というものが39道府県、145市町村で制定されております。これは12月の末でございます。まだ制定されていないのは、現段階では岐阜県を含む8府県ということで、岐阜県のほうへお聞きすると、今度の議会に条例が提出されておるということで、岐阜県もこの制定をするし、恐らくほとんどの府県がそういうように動いておる。あとは、市の段階でどうな

るかということでございます。

幾つかの例がありますので、私ちょっと読ましてもらったたら、島根県の条例では、これは去年の12月1日に制定されておりますが、「中小企業・小規模企業が地域社会の発展のために不可欠な存在であることを深く認識し、支援することが必要である。本県は豊かな自然や伝統文化、地域資源を有し、それらを活用した内発型の事業展開が可能な環境にある。そこで、中小企業・小規模企業者がこの特色を生かした新たな取り組みに挑戦しつつ、将来への希望を持って事業展開することのできるようにすることが本県の地域活力となり、さらなる発展のもととなることを目指して、この条例を制定する。」と述べておりますが、ここに見られるような内発的な発展とか地域内の経済循環の創出の重要性を指摘していること、この条例の制定により、地域の行政にも新たな変化が生まれつつあるという報告も出ております。

小規模企業者は事業の持続への支援を求めてみえます。仕事の確保や事業の持続への支援、後継者問題などが大きな課題であるというように思っています。自治体は、住宅リフォーム助成や店舗リニューアルへの助成等も求められており、これは事実そういう施策を進めてみえるところもあります。また、小口特別保証など、小規模企業の資金繰りを支援することや雇用促進対策が求められております。これは、郡上市もこの仕事の確保とか事業の持続への支援、後継者問題などの取り組みを進めております。

しかし、この島根県のようにこうした条例化することによって体系的といいますか、全体的に小規模事業者の支援をきちんとやっていくということ、それから、中小企業・小規模企業への支援を明確に打ち出し、内発型の事業展開を展望するということが非常に大事ではないかなというように思います。中小企業の振興について、こうした見通しと全体像を明らかにすることが、この条例制定の意義であるというように思います。

1つ目の質問ですが、郡上市もこうした取り組みを取り入れるべきではないか、市長の見解を求めます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お話がありましたように、小規模企業振興基本法というのが平成26年6月に制定をされました。小企業者というのは、御承知のようにおおむね従業員が5人以下という、非常に規模の小さな企業ということでもありますけれども、こうした企業に対して従来の成長発展という理念のみならず、今、お話がありましたように、何とかこういう地域のいろんなサービス、きめ細かなサービスをしたりなんかしている小規模企業の技術やノウハウの向上であるとか、あるいは安定的な雇用の維持を含むその事業の持続的発展と、こういうことが非常に大事だという理念をこの小規模企業振興基本法はうたって、そして小企業者の事業の支援を国や地方公共団体、商工会、その他もろもろの団体の役割の明確化をし、あるいは連携を強化するということについて定めてい

るわけでありませう。

郡上市は、いろいろな経済センサス、例えば平成24年の経済センサスによりますと、郡上市内の商工業者というのは2,741事業者がいらっしゃるんですが、5人以下というところが2,349事業所ということで、ほぼ85.7%が、郡上市は、商工業者はほとんどが小企業者であるといっても差し支えないぐらいの状態であります。

したがって、郡上市の商工行政というのは、ほとんど小企業者に対する対応であると言ってもいいかというふうに思っております。そういう意味で、郡上市におきましては、そうした小規模企業の支援のために平成27年度からは、政策金融公庫の借入れに対する利子補給制度も新設をいたしましたし、また市の小口融資についての保証料の補給支援も3分の1支援から2分の1に拡充をしたというようなことでありますし、また今年度、平成27年度には、先ほどもちょっと触れていただきましたが、地域になくはならない個店を支援するという意味で、いろいろな移動販売であるとか、その他いろいろな日常の必要不可欠なサービスをするお店に対してのいろいろな備品の更新であるとか、店舗の改修等の経費の一部を補助する、この地域に愛される個店の支援事業、こういうものをしてまいっておるところであります。

今、お話のありました島根県ですか、どっかのこういう小規模企業振興法に基づいて条例を策定して、きちっと体系的な施策を展開をしておるということで、お話でございましたが、よくそうした他の自治体の小規模企業振興法を受けての条例については、よくまた研究をさせていただきたいと思いますが、私どもの郡上市は、まさに皆さんが議会の提案ということで、昨年3月に、郡上の「みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例」というものを策定をされまして、ほぼそうした小規模企業振興基本法の精神にのっとりた市のやるべきこと、あるいは事業者のやるべきこと、その他いろいろと規定をさせていただいております。

例えば、第6条の市の方針と役割というところの第6号には、「市はこの経営資源の確保に苦慮する事が多い小企業者を小規模企業振興基本法及びこの条例の趣旨にのっとりて支援するよう努めます」と、既にもうこうした元気・やる気条例で、郡上市のそうしたほとんどが小企業と言っている商工業の振興については決めていただいているといいますが、そういうことでむしろ先取り的にこうしたそれに相当する条例を定めていただいておりますので、これに沿って郡上市のそうした企業の振興を展開をしていくということで、私はいいいのではないかと今のところは思っております。

なお、こうした機運を受けて郡上市の商工会のほうでも、小規模支援法という法律に基づきます市内の小規模事業者に寄り添って、いろいろな計画の策定であるとか、経営の改善であるとか、そういったことを寄り添ってやっていくということで、これは岐阜県内の商工会では一番早かったわけですが、経営発達支援計画という計画を立てて、そのような体制を今、整えつつあります。

しっかり商工会も市内の小企業を支援をしていくということであり、そして、今回提案をさせて

いただいています予算の中に、そうしたものの関係のものが含まれておりますが、商工会におきましては、郡上市産業振興支援センターというものを設立をして、これは組織を設立するわけですが、組織を設立して、そうした役割を果たしていきたいというふうにしておりますので、こうした体制で郡上市においては、小企業の振興に努めていくことが必要であるというふうに思っています。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) ありがとうございます。今のお話を聞いて、このまま進んでいけばだんだんよくなるのかというように聞こえました。

ちょっとお聞きしたいんですけども、最近確かに、新たに雇用を拡大したり、それからその他Iターン、Uターン等の取り組みを進めて、市内の働く人がふえるという方向へ努力されておることとはわかるんですけども、実際には出ていく人も結構あるという中で、最近の数字として、まず、新たな雇用がどれだけふえているかわかる範囲で話していただいたり、あるいは、実際の喪失、外へ出ていく部分はどうなのかということに、簡単にちょっと説明をいただきたいと思います。部長で結構でございます。

○議長(尾村忠雄君) 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) 新たな雇用という点では、今ちょっと資料的には持ち合わせしておりませんが、例えば、倍率ですと1.09という求人倍率になっておりますもんですから、非常に雇用環境としては上昇しておりますし、それから今、雇用対策協議会のほうで実は最近、昨年常駐の職員を置きまして、非常に活動を活発にしております。そのおかげをもちまして、郡上市内のいろんな働き場が多彩なものがあるというのが、徐々に高校生たちにも浸透してきておりますもんですから、そういった意味からいいましても、流出というものの歯どめを一生懸命かけておりますし、これからさらにその分については、努めてまいりたいと思っております。数字的には今、持ち合わせをしておりません。

(6番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 上向きに行くんじゃないかというようなお話だったと思いますが、どこの自治体もみんな努力しておるんですけども、なかなか歯どめがかからないというのが現状でありますので、これでいいんだというようなことはないと思いますし、本当にこんなにたくさんある企業が、例えば1人新たに雇えるようなゆとりができたなら、すごい数の人数がふえるわけですから、やっぱり景気をよくして、本当に、その景気をよくするのは、消費者がうんと消費できるような力がなければなりません。そういう点ではやっぱり消費税の問題、その他含む景気の問題で、本当に市民の所得が上がるような施策が必要なんだと。あれこれのいろんなノウハウだけではなしに、基本的に

は経済そのものをよくしていくことが大事だというふうに思いますので、そういった点では、また一層、そういった方向をどうやって見出すか、論議をしていかなければならないと思います。私は、もうこれで最後の質問になりますので、次はまた新たに後継者を何とかしてここへ出して、頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

2つ目の質問ですが、これも前にもお聞きしたんですけども、やはり新しい今の動きの中で、ことしは商店のリニューアルなどに対しても補助制度ができておりますし、そういった点で、この問題について少し話をしておいていただけるといいのではないかと思いましたので、質問をいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） リフォームとかあるいは商店のリニューアルということにつきましては、先ほど田中議員に対する質問でも少しお答えをいたしましたけども、従来から住宅の建築リフォームについては、特別な目的を持ったリフォームですけども、例えば介護高齢者の住宅のリフォームであるとか、あるいは、空き家の利活用を対象としたものであるとか、商業者の空き店舗の利活用を対象としたものとか、あるいは、市産材を使ってくださいねという意味での新築あるいはリフォームというようなものというような、住宅の建築等に関するリフォームに対する補助制度を持っておったんですが、ことしは新たに3世代同居を促進するために新たにうちをつくられる、あるいは改造されるというようなことに対する補助事業であるとか、あるいは今、空き家に住みたいという方いろいろいらっしゃるんですけども、なかなか中に物が入っていて提供することができないという方については、一軒当たり10万円程度の、むしろその中に入っている物を処分する費用を補助することによって、その住宅を改造して住めるようにするというような制度を設けるということで、先ほど申し上げましたように、こうしたこれまでの事業で6事業、あるいは新しい事業で2事業ほどがあるんですけども、そういう事業で総計で4,480万円ほどの予算を計上しておりますので、これもぜひ市民の皆さんに活用してもらいたいというふうに思います。

住宅のリフォーム全体につきましては、かつていろいろ御提案もしていただきましたが、平成23年度、24年度だったでしょうか、一定の助成をさせていただくことによって、市内の建築事業というようなものを喚起するというのをやってまいりました。

現在のところは、先ほど申し上げましたように特定の目的に応じたそうしたものに対して予算化をしておりますが、これは経済のこれからの動向を見ながら、もしそういうことを、さらにまた重ねてやる必要があるというような必要性がある場合には、またそうしたことも検討するということはあるというふうに思います。

（6番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ありがとうございます。この住宅リフォーム助成については、今、この小規模支援ということの中で、随分あちこちで実際には取り組んでみえるようなんです。聞いてみると、前にやったけれども再度やるというところも出ておるようです。

例えば、郡上でいいますと約1億2,000万円でしたかな、補助が。それに対して12億5,000万円程度の事業が行われた。経済効果としてはかなり大きな10倍ぐらいなるような効果でしたので、今後、情勢を見ながら、ぜひとも郡上市の財政の中でやれることなら、ぜひとも再度検討していただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、野田龍雄君の質問を終了いたします。

◇ 山 川 直 保 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、1番 山川直保君の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） それでは、通告に従いまして4点質問させていただきたいと思います。

まず、1番目でございますけれども、世界遺産清流長良川保全条例というものを制定したらどうかということについて、お伺いをいたしたいと思います。

昨年ですけれども、12月15日に国連食糧農業機関のFAOから、この長良川の世界遺産というのが認定をいただきました。私たちの住むこの郡上にとりましては、また、最上流の自治体といたしましては、本当に嬉しい限りでございます。そして、私たちの先祖からのなりわい、それもこの清流長良川によって、もたらされたことということを感謝いたしたいと思います。

したがって、この長良川システムというものが確立され、営々と私たちはこの清流を守っていかなければならないことは、常々思っております。そうしたことで、この長良川を守るための市の条例というものは、郡上市の自然環境保全条例のみに限っておりました。私は、この条項のみでは本当に後世に対して、この長良川が守っていけるのかということに関して疑念を持つわけでございます。

郡上市の第2次の総合計画の基本構想中でございますけれども、しっかりと書かれております。清流長良川の鮎が、世界遺産に認定されたことを踏まえ、豊かな河川環境の保全、漁業資源の確保に努めるということをしかりとうたっております。このことをしっかりと守っていくためには、私は条例が必要ではないかとここで訴えたいと思います。

日本でも有数な清流と言われる河川であります高知県の四万十川、これを例に取り上げますと、平成2年、四万十川の清流四万十川保全条例というものが制定されております。その前の年におきましては、高知県では清流保全条例というものができております。

この日本で誇る長良川、これに対してこの保全をする、それだけを保障していえる条例をほかの

中流の市よりも先駆けて、本市はつくるべきと考えております。

本市の条例における自然環境保全条例は15条に及んでおります。規則は5条でございます。片や四万十川のこの保全の条例は34条ございますし、規則は40条ございます。約8倍の規則をもって、細かくその川を守ることが記されております。このことに関しまして、市長にお伺いいたしますけれども、郡上市も他市に先駆けて、最上流の自治体としてこの条例を制定すべきと考えますが、所見を伺いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 清流長良川が、世界農業遺産に認定をされたというようなことも含めて、そういう条例をつくったらどうかと、こういう御提案であります。

私は、この御質問を拝見しまして、非常に検討に値する御提案であるというふうに思います。御指摘のありました郡上市の自然環境保護条例という条例があるんですけども、これは恐らく合併前の高鷲村の条例を引き継いで、市の条例とされたものでありまして、中を見ますと、例えば自然保護の地区の指定等についてもあるんですけども、それは高鷲村内の2地区のみの指定になっているというようなこともありまして、確かに郡上市全体の自然環境保護条例としての機能といえますか、そういう形での条例としての働きをさせていないという点もあろうかというふうに思います。非常に検討に値する御提案だと思いますので、ぜひ、長良川の上流域を占めるこの郡上市がそういう条例をつくって打ち出すということには、私は意味はあると思いますので、検討させていただきたいというふうに思います。

ただ、条例というのは、策定をするときに条例に何を規定をするかということが非常に重要でありまして、いわゆる単なる精神的、理念的なことを何々しましょうと、川を汚さないようにしましょうとか何とかというようなことだけをうたうのか、あるいは具体的に市民あるいは事業者、そうした方々に対して一定の行為の制限をかけるのか、そういうような問題もどうするのかとか、いろんなことがあると思います。

そういうことをやるときに、例えば現在、郡上市の自然環境保護条例のほかに、例えば郡上市の長良川沿いは、岐阜県の自然公園条例による奥長良川県立自然公園というようなところに指定をされていて、一定の行為の制限であるとかいろんな規定があります。そういうようなものであるとか、あるいは市のほうにも景観条例というような条例もありますし、県のほうにも自然環境の保全条例というような条例もありますので、そういうようなものをいろいろとやはり勘案しながら、もしつくるとすれば、郡上市としてどのような条例が可能であるかというような検討を経て、つくっていくべき必要があるというふうに思っております。

郡上市、清流のまさに上流地域を占める郡上市が、何らかのそういう、一体になっているような総

合的な観点から、この世界農業遺産に指定をされた長良川というものを、今後後世に伝えていくというような決意とそうした方策を持った条例をつくるということは、意義はあるというふうに思いますので、御提案を受けてまた検討したいと思いますが、ぜひ議会のほうも検討していただければというふうに思います。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 議長、一部訂正させていただきますが、先ほど自然環境保全と言いましたが、自然環境保護条例のことです。済いません、お願いします。

今の御答弁をいただきまして、郡上市はこの条例を今後、検討に着手すると。これは、この発想といいますか、この発言は強いインパクトがあると思います。今から始めるぞと、これはこの川を本当に愛する度合い、郡上市民がどれほどこの川を一つの大きな資源として思っているかの度合いに値すると思います。この今の市長の御発言は大きなニュースになると私は思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思ひますし、後段に書いておりますこの環境のこの長良川の基金を創設したらどうかということに関しましては、ちょっと答弁は要りませんけれども、やはり財源というものがそのようにしたがつて必要になってくるものと思ひますので、ぜひそれもあわせて御検討を賜りたいと思ひます。

次の質問に移ります。

次は、合併特例債を用いた林道舗装というものの可能性についてお伺いをいたしたいと思ひます。

特に、合併特例債の残額といいますか、今から使える額というものは、60億円弱を30年度まで何かに利用したいということは、当局のほうからもお伺いをしているところでございます。

そこで、県代行林道、ほかの林道もですけれども、27年度実績によりますと、県単が1本、公共が1本、そして明宝地域での過疎債の市単舗装が2本という実績でございました。

近年、公共林道の舗装というものが大変タイトな予算になってきておりまして、予算をとりにくい。または、県単舗装、これ2分の1の補助ですけれども、これをやっていくに関しましても、非常に財源が乏しい。また、とれたとしても、1カ所につき1,500万円以内くらいまでの規模のものしか舗装ができていないという事情から、今後こうした多くの林道がありまして、木材需要が望まれる中で、ここはやはり7割に近いような、そうした交付税措置のとられる、こうした合特の林道をぜひ進めていただきたいと思ひしております。

特に中でも、県代行、平成2年に計画がされまして、今つくっております峰越、合併特例に合う峰越といたしますと、白尾鷲見林道17.9キロというものがございます。これは峰越であるため負担金はゼロで、そしてそれが合併特例債の事業が充てられるのではないかと思っているわけでございます。もし30年度までにそれができるとするならば、必ず事業費がかかると思ひますけれども、

メーター当たり、路側とかの施設がしっかりしておれば、2万円以内で行われるものと考えます。それを17.9キロ掛けてみますと約3億5,000万円余のお金がかかりますけれども、これはぜひともしておくべき林道だと思っております。

他の林道を見てみますと、相生・落部とかの県代行林道は舗装がセットの林道でございます。白尾鷲見林道17.9キロに関しましては、何とこの総事業費35億円から36億円もの県費をかけられる事業でありまして、これは放っておきますと、本当に材木が出るときに、災害、いろんなことのために林道がすんなりと活用できないかもしれないと思います。こうして、そうした県のお金を用いた林道、ぜひとも舗装をしていただきたいものと思っております。その可能性について、建設部長にお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 今、御質問のありました、まず合併特例債を用いた林道舗装事業についてということでお答えさせていただきます。

今、郡上市では毎年、国、県の補助事業や起債を使いまして林道の舗装の工事を実施しておりますが、これまでの舗装についての状況でございますけれども、26年度末で、全林道、全部で274路線あります。そのうち林道舗装工事を実施しておる林道延長としまして274路線で、林道延長としましては611キロあります。このうち舗装済み延長は253キロで、全体の41.5%に相当します。

それで、全林道のそのうち基幹林道、先ほどお話にありました峰越とか集落間をつなぐ基幹林道につきましては、全部で63路線ありまして、そのうち38路線が舗装済み、16路線が一部舗装済みで、うち6路線が今舗装の工事の実施中と、先ほど少しお話ありましたが、で、9路線が未舗装という路線になっております。

それで、林道の舗装工事では、県営林道事業、先ほど言われました県代行林道については、事業の中で舗装までを施工するには、一定の要件を満たした路線しか実施できない状況になっております。開設後に別事業で舗装を行うことになり、国県補助事業などを活用しながら施工することになります。先ほど言われました白尾鷲見線につきましては、基点が白鳥町六ノ里を基点としまして、高鷲町の鷲見までの総延長17.9キロのうち15.7キロを、現在、県営林道による開設工事を実施しているわけでございます。

それで、御提案の合併特例債を活用した林道の実施については、行きどまり林道は合併特例債は活用できませんが、基幹林道については合併特例債を活用することは可能です。

それで、郡上市にとっては、やっぱり林道も生活道路等としても機能を担う道路でありますから、今後においてもその必要性和効果を踏まえながら、縦断勾配がきつようなところは先駆するとか、支障を来してきますから、その予算の許す範囲で合併特例債の活用を考慮しながら、林道の舗装を計画的に進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） ただいまの建設部長の答弁の要点は、こうした峰越の林道は、白尾鷲見については合併特例債の適用可能ということをお答えいただきました。ぜひともお願いしたいと思いますし、もしこれを、この特例債の期限の後にやろうと思ったら、県単で50%という補助しかございません。しかも、これ全線舗装となれば20年、30年といったようなことになりますね。ぜひともこの合特債利用可能期間に、特にこの大きな全線長い、そして利用区域が1,200ヘクタール以上にも上るこの道を舗装をしていただきたい、新年度からもということをお願いいたします。

3点目の質問に移ります。

市単独の急傾斜地崩壊事業について、この本事業を早急に実施されると申し上げますが、復活されて実施されたいということを望みます。

日置市長の28年度予算の提案書にございました4番目の環境防災社会基盤の項目の中に書いてある言葉でございます。その中に、「防災といたしまして、災害危険箇所の解消を推進するための河川改修や急傾斜地崩壊対策事業の実施の整備、確保に努める」というふうに書かれております。この防災につきましては、もちろん消防費のほうでも消防団員の確保とか消防団員の被服費等の買い増しとか、そうしたものもございます。これはもちろん必要なことでございますけれども、このことは防災の後、そして被災の後における措置の場合が多いと思われまして、ですから、防災というものは、防災があつてからの対処と防災が起きる前の対処というものが大事でありまして、特に市長におかれましては、郡上市の市民の生命、財産を守る、それを未然に防ぐ、その責務は大きいかと思ひます。

産業建設委員会が12月に市長に提言いたしましたこの急傾斜地を、市単でやってくださいということに関しての答弁が参っておりますけれども、ここには、「国県補助の対象とならない地域については、市単独事業による実施となりますが、財政面の課題もあることや地権者への対応も含めて、今後検討していきます」となってます。財政面等の課題もあるということは、私は市民の防災、命、財産にかかわることで、財政面という言葉はちょっと違和感を持ちます。例えば、子育て支援とか、それも早急に行わなければならないこと、これももちろん財政が課題でありましょう。しかしながら、防災を防ぐためのことに関して、財政面の課題があるということに関して、私はいかなるものかと思っております。

平成24年から26年にかけて、県が市内の急傾斜地、危険箇所にイエローゾーン、レッドゾーンというものを指定されました。レッドゾーンに指定された方は、その土地の固定資産税が若干安く見てある点等がございます。しかしながら、建築基準法上ではそこには建てかえるときにも確認申請が要ること。または、もしもその確認申請に適さない場所であれば、擁壁等の後ろに土どめを自

分の実費でやらなければならない。

こうした箇所が、その市民も、説明会でも、全てが納得したと言えない中で、こうした網がかけられた。このことに対する市のセーフティー施策が救済施策がなければ、その方が家建てるときにも、擁壁を積まなければならない。このことは本当に認識があったかどうかということも疑問です。今、家が新しくても、いつかは建てかえなければなりません。また、個人の事情で、金銭的な事情やそして屋敷の事情によって、その崖から表のほうへ数メートル出さなければ家が建てれないというような場所でも、屋敷が小さいためにできない方が現在も見えます。そうした問題がようやく今となって、このレッドゾーンに関する弊害というものが浮き彫りとなってきております。

私が申し上げたいのは、こうした合併前にございました、ある町、ある村でもありました町単、村単といったような事業がありました。これを早急に復活していただきまして、もう近々に迫っている方も見えます。それをせめて6月にでも、その要綱というものを発令していただきまして、9月にでも補正額のそうした工事に取りかかるといったような姿勢を見していただきたいと思っております。

ある地区におきましては、そのレッドゾーンがかけられたため、もうやむなく実費で擁壁をこしらえられて家建てられた方もいます。そうした方々のことも考えながら、ぜひとも市単独の急傾斜地事業をつくっていただきたいということを思っております。

これがかつてのような補助率でなくてもいいかもしれません。これは7割補助、6割補助と5割の補助であってもいいかもしれません。必ずこの事業は私は必要になってくると思います。このことに関しましては、財源のこともございますから、例えば年に2,000万円の予算を計上する。そして、優先順位5番までの事業をする。例えば、上限500万円までの擁壁もしくは練石積みの工法に対して補助をする。そういったことを考えていただくことによって、これは防災ということに関して本当に必要なことでございますから、これこそ本当に6月を待たずにこうした補正要綱を、あと負担金条例にかかれば、そうした条例の制定もお願いをいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長、日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御提案の市単独の急傾斜地崩壊事業という事業でありますけれども、合併後も16年度から18年度ぐらいにかけて、美並であるとか八幡であるとか高鷲であるとかというところで、4つぐらいの事業がなされていたという記録になっております。

今、急傾斜地の崩壊対策事業は、県が公共の対策事業としてやられるもの、そして市が県の補助を受けてやってるいわゆる県単、県の単独の補助による事業という意味ですが、市がやってる事業というような事業がございますが、いずれも、例えばレッドゾーンに指定をされていて、そしてその保全対象の戸数が5戸以上ないしは5戸に満たなくても、何らかの公共の不特定多数の人が集会

をされるとかというような、保全対象の施設がある場合というのが、一つの採択基準になっているわけであります。

そのようなことで、現在でもそういう急傾斜地の崩壊危険箇所というのは、市の防災計画等におきましても全部で278カ所あるんですね。今、それの中で対策を講じている、工事済んだものあるいは工事中であるというようなものが、ほぼ六十数カ所あるということで、まだそういう非常に保全対象が5戸以上とか、そういう公共の施設があるとかというところが、約200カ所ほど残っているというところがあるわけです。

それで今回、そういう保全対象、そういう基準に満たないところについて、ぜひとも市の単独でやってほしいということに対して、財政上いろいろ課題もあるのでということをお願いしたのは、市民の皆さんの命とそれから財政という問題をてんびんにかけたというよりは、その同じ急傾斜地の崩壊対策の事業の中での優先度の問題があって、もっと保全対象が多くて、その緊急度の高いものがほかにあるというところに、今の一定の基準に満たないところの事業を単独事業として開始をした場合に、今度はそちらのほうもじゃあどういう優先度でやってくかと、こちらのほうも非常に数は多いと思います。

そういう意味で若干検討を要するということでありまして、今回の御提案の中で、例えばこういう従来はそういう判断でやってきましたけれども、何らかの形で対応策を講ずる必要があるのかという具体のところをよく精査をしながら、今後の対応を考えていきたいというふうに思います。いろいろとそういうところに対して実際の工事を施すのか、あるいは場合によったらそういうところに住まれるのを、やはり別の安全な場所に移転をされて新たにうちをつくられるのかと、そういうものに対して何らかの手だてを講ずるのかとか、いろんな角度から考えなければいけないと思います。

そういうことで新しいことを始める、一定のことに着目して始めるのはいいんですが、もし、それについて先端を開いた場合に一体どれくらい要するのかと、財政需要がもっとそれよりも多い、保全対象戸数があるようなところを、じゃあどうしておくのかというようなことについてのやはり判断、評価が必要かというふうに思っております。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 改めて確認しておきたいのは、私はこの278カ所のうち60カ所は対処しておる、継続中ということですのでけれども、私が申し上げたいのは、公共で当たれるものは公共でやっていただきたいと思っておりますし、県単でできるものは県単で追いついてほしいと思っております。

例えば、高鷲町において、大方合併前にそうした公共県単の部分は済んでおります。かなり、これは部長さんに聞いてもそうですけれども、かなり済んでおる地域もございます。その中で私

思うに、公共やろうと思っても大きいものですから、全員が用地も全て承諾しないとできないですね。一軒がだめですと。私が申し上げたいのは、それに係るものはそれでやってほしいんですけど、それじゃないもので、今家が雨漏りがしてもう70年も80年も前の古い家で、建てかえたくても擁壁をつくらなければいけないから、建てかえれないといったところに住んでお見えの方、そしてほかに移転する土地をお持ちでない方、そういう方で、今ある家の移転、もしくは建てかえたい、建てかえなきゃもう住めれないよという方々が嘆いてみえる事案についての市単を、ぜひともつくっていただきたいと。これ本当、早急な問題でありますので、またこの点、細かなことは建設部長にも申し上げに参りますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問でございます。

2月の27日の新聞でも、皆様方見られたこととございますが、岐阜市が小中学校、岐阜市の小中学校全部で70校ですね、支援学校も合わせた。そこへタブレット端末を整備する予算を組んだと。このことはやはり、今、我が国がIT立国とか、そして教育改革とか、国がそうして進める施策の中で、タブレット端末を教育の現場へ持ち込んで、やはり欧米のそうしたIT、ICT教育に負けないような人物を育てていくということで、こうしたことを岐阜市が早く察知されて予算に組み込まれたものと思ひます。

岐阜市においては、タブレット3.4人に1台、国の文科相が推進された3.6人に1台です。ですから、岐阜市が0.2人上回るタブレットを、ことしの予算で学校に置かれるということなんですね。このことにつきましては、特にこの重要性についても教育長にまたお聞きをしたいと思ひますけれども、私も思ひますのは、やはりそうした新聞によりますと、体育の授業を動画を撮って、自分がどんな体勢で、例えば前転したのか鉄棒したのか、皆さんでそれを見直すと。あと、化学の実験のものを引いてきて、実際その場でできないような実験をその場でモニターに映すとか、あとは電子黒板にみんな書いた意見を映すとか、多様なメリットがあるわけでございます。

この点につきまして、やはりこうしたICT教育が、生徒が直接触れて、そしてそのコンテンツやシステムそういうものをしっかり覚えて、またいくことということが、今後は、私たちの教育の時代にはございませんでしたけれども、必ずそのことが子どもたちの一つのスキルになるということをおもっております。この整備について、教育長の所見を伺ひます。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、小中学校のタブレット端末の導入と整備についてお答えをしたと思ひますけれども、ICTを活用する中で、特にタブレット端末を授業に活用するということは、学力の向上だけでなくいろいろな意味で効果が検証されておりますので、郡上市も導入し整備をしていきたいというふうにおもっております。

そこで、現在まで検証が済んでいるタブレット端末の導入による効果については、タブレット端

末は大体児童で、1年間でほぼその使用方法をマスターをするということが確認をされております。

それからもう一つは、いわゆる知識とか理解といった点での習得率が、これは比較しても1%程度ですけれども、使っていない学校と使っている学校では差があるということで、習得にプラスになっていることがあります。

もう一つは、問題解決的な学習の中で、いわゆる学び合いにタブレット端末を使うということは、これは非常に効果的であるという。これはもう検証がされております。

そういう流れの中で、郡上市のほうも小川小あるいは石徹白小等に既にタブレット端末を導入をして検証をしていただいておりますが、その結果としては、少人数の学習に効果が高いという結果が出ております。さらに、これから新しい学力観といいますか、それに基づきますと、問題解決的な学習が一層重視されていきますし、その中で子どもたち同士の学び合いが重視されます。そういう中でタブレット端末というのは効果的な、いわば教育機器になると思います。従来の教育機器は教師が使っていましたけれども、このタブレット端末に限って言えば、子どもたちが使うという点に、今までとは非常に違った要素があるというふうに私たちは捉えております。

それで、現在、小学校では9校、それから中学校では3校にタブレット端末を導入していますけれども、今後の整備については、おおよその目安として、タブレット端末や大型テレビモニターを学び合い等の学習に活用できるということを考えて、2人に1台、それを1日1時間程度活用するというおおよその目安を当初持っております。

それに基づいて、既に来年度予算に計上しておりますが、平成28年度からは、パソコン教室の機器の更新時に、ノートパソコンからタブレット端末に全て切りかえていきます。そして、あわせて大型のモニター、これは40インチから50インチですけれども、それと移動式のテレビ台、無線LANを順次整備をしていきます。

28年度は、小学校、大和地域の4つの小学校と明宝小学校、それから、ここにはスリムキーボードもあわせて整備しますが、合計で115台になります。

また、白鳥中学校についても、フルキーボードと21.5型のディスプレイもあわせて整備しますので、ここはタブレット端末は42台ということになります。

パソコン教室のいわば機器の更新時期が来ない、要するに29年度以降になってしまうという学校については、中学校につきましては、高鷲中、それから郡南中、明宝中、郡上東中、ここにはタブレット型の端末、それから大型モニターと移動用のテレビ台として無線LANを各1台ずつだけでも整備する予定でおります。

小学校と中学校と比較すれば、中学校を多分優先していくということになるかと思いますが、いずれにしてもこのパソコン教室への機器更新を終了させるめどを、おおよそ31年度に見込んでおります。

ただし、これから先、教科書が、いわば電子版というのが出てくる可能性もありますので、そういったことも見据えながら、今31年度をめぐるといふふうに申し上げましたけれども、整備計画については変わってくる可能性はあります。そういう意味で郡上市については、子どもたち自身がタブレット端末を十分駆使していくような形での整備を進めていきたいというように考えています。

(1 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） やはり生徒児童たちが、自分が調べたい学びたいと思ったときに、我々の時代は図書館へ行くしかなかった。そして、そこで百科事典を開くか、図鑑を開くしかなかったものが、そうしたコンテンツにありつくまでのアクセスのデバイスというものは、非常にこのことは有効であるということ。

それともう一つ、子どもたちの家庭によっては、コンピューターに本当にいつも触れられる状況にない御家庭だって、これは実際あるわけですね。ですから、そうした子どもたちのためにも、ぜひとも学校教育の中の現場に取り入れられたいと、早急に整備されることを望んで、質問を終わります。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時30分を予定いたします。

(午後 2時16分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時28分)

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（尾村忠雄君） 5 番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5 番 兼山悌孝君。

○5 番（兼山悌孝君） それでは、議長さんの許可を得まして一般質問を行いたいと思います。

まず私、空き家対策ということで質問するんですけども、地元のお年寄りの方と話してありましたら、「兼山さん、私ら若いときにこんなことになると思わなんだけども、どうしてこんなことになってまったよな、情けないな」って言って、車乗りも、「お父ちゃんも、どうして車乗れんようになったの、ずっとバスでどっか行かならんけども、バスもそう数ないし、息子は仕事がないことで都会へ出したけども、家まで建てるっていう、その当時思わなんだけども、家建てたらもう帰って来んし、で、気がついてみたらほんとに年寄りばっかしで若いもんおりゃあせん。何とかその、わしらはまあええで、この地域のために、若い人に金使ってくれ」ってなお願いが結構いろ

んなとこでありました。そんな話を紹介しながら質問していきたいと思います。

これからの人口対策は、どこの自治体でも知恵を絞る必要があり、またその対策の差によって優劣が決まることもあると考えますが、難しいのは、条件的に不利な地域差であると思います。中山間地にある私たちは、その環境のデメリットを凌駕する必要があると思います。とりわけ、郡上市の中でも、少子化や高齢化の高い地域は大きなハンディを負っているがためにそうなっていると思っております。

現状は本当に深刻であります。子どもがいない、子どもを産める年齢層が少ない、当然、働く場所も少なく、見渡せば高齢者と空き家ばかりが目立ちます。私の住む和良でも、ここ数年の出生者は極めてゼロに近くなっており、まさに地域の存亡に瀕しておると言っても過言ではありません。

今ここで知恵を出さなければならぬのは、これらの地域に対してではないでしょうか。ここをクリアできれば、よそより優位に立てると思います。

昔は、公営住宅などを建てて、その入居条件に子どもがある家庭を入れてしのいだこともございましたが、建てれば入居者があると仮定しても、それはずっと建て続けなければその年代層は確保できないというのが現状でありました。であるならば、近年ふえつつある空き家の活用をして、それまでの公営住宅の代用とするのが得策であることは、どこでも周知のことだと思っております。

少子化率の高い地域はハンディを克服して、緊急的にも子どものある家庭の転居を呼び込む必要があると思います。そこで、お伺いいたします。多人数の家族の呼び込みと、とりわけ子どもの多い家族用に特典をつけるのはいかがでしょうか。

それから、これ続けていきます。和良や明室のように少子化の進んでいる地域は、高校に通うにも経費がかかるので、バスに対する補填以外にも援助をして、子どもを持った家族の転入を促せないか。

それから、最近目立つのは、昔、こんなこと言っては失礼なんですけども、私たち子どものころなかった苗字が、ちょんちょつこうあるんですね。そのことに関してですけども、シングルマザーが子育てをしやすい環境を整備して、シングルマザーの転入をふやせないか。とりあえず、以上の点についてお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

一つは、やはり特別に少子化率が高いとか、あるいは特別な地域的なハンディがあるということに対しましての取り組みというものは、郡上市におきましては過疎地域の自立促進についての特別対策事業ということで、平成28年度におきましても、やはり取り組みについては強化をしていこうと。ちょうど昨年度計画を策定しましたので、そういうことでありますから、特に、例えば御指摘

がありましたようなことの担い手といたしますか、そういうことにつきましては、いわゆる地域づくり応援隊を和良地域も今度2名にしていこうということにしておりますけれども、いわば現在の和良おこし公民館の取り組み、それをしっかりと専任として取り組んでいただける、そういうスタッフをやっぱり配置をしていくと。

それで、昨年からことしにかけましても、事実上やっぱり和良においても、ある種の例えばさまざまな情報伝達手段をもって、具体的な空き家の提供というふうな取り組みによって、3件を上回る入居が実現をしてきておるという実態があります。しかも、その場合には、やはり現在取り組んでおる郡上市全体としての支援事業でいけば、今回活用しようという、なっておりますのも、この地域の中で、そして一定の建物の改修費につきましても、かつては3分の1、10万円というので、これ現在もありますけれども、地域のいわゆる振興の取り組みとして、10年スパンでしっかり会計管理者を置いて取り組んでいくと。こういう事業につきましては、郡上全体で1件当たり300万円の支援事業を活用していただけるということでもありますので、こういうものは、やっぱり和良地域においても、明宝においても、過疎地域自立促進の中でも大いに使っていただくと。こういうことについては、施策としての取り組みをさせていただいているところであります。

そのほか一般論としましては、やはりがんばれ子育て応援事業等見ましても、新生児を含むお子さん3人以上を養育している保護者の方を対象に、これ全域のことですけれども、そういう多子家族といたしますか、大勢子どもを育てようとしてみえるところにつきましてもの応援でありますとか、そういうこともやはり郡上市としては取り組みを行っているわけであります。

それから、今般、いわゆる3世代で郡上で住んでいただくというふうな、同居を促進する一つの、「郡上に帰ろう！応援事業」と、そういうふうな取り組みの中でいきますと、そういうふうな3世代同居をやっぺいこうと思っぺいただく場合におきましても、住宅の取得あるいは改修リフォームに対しましての助成事業と、これを新規に今度取り組んでいこうということとしているところであります。

取得につきましては、上限が50万円、増改築・リフォームにつきましては30万円ということでもありますけれども、同時に郡上市産材住宅建設等の支援奨励金制度を活用していただければ、地元材を使っぺいただくということには、もちろんそこは必要な要件になってまいりますけれども、これに対する支援事業と重ねて最大90万円までの支援事業を受けいただけると、こういうこともございます。

そういうふうなさまざまな、いわゆる支援制度を動員しながら、ただいま御指摘のようなことにつきましては取り組んでまいります。

ただ、実際のところを申し上げますと、やはりそうは申しましても、兼山議員さん御指摘のとおり地域の厳しい実態はあるわけでもありますので、なお一層、やはり郡上市におきましても、和良、

明宝が2つがいわゆる過疎地域に指定されておりますので、その他郡上市内にも厳しい地域ありますので、そういうところに対するいわゆる生活支援と申しますか、ハンディを埋めていくような取り組みにつきましては、また御意見をいただきながら、十分考えていきたいというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。

今、室長の話の中にもありましたけども、地域応援隊、我々のスタッフよくやってくれとるんです。やはり空き家がかなり、問い合わせも含めますとかなり数があるんですね。これ本当に彼らの努力のおかげやと思っておるんですけども。

ただ、欲を言うと、本当に子どもさんを連れて家族が来て、和良から働きに行ってほしいし、和良から就学、通学してほしい。通学なんかでも、例えば私らの子どもの世代でも、バスの定期を買おうと3万3,000円ぐらい要ったんですね。これに、まだバスの補填が覆いかけてらるということ、通学補助ってなかなか難しいと思うんですけども。ただ今回、3世代同居に対しても、通勤の補助もある程度考えられているということで、生活コストが遠隔地、中山間地のある程度過疎の進んだところ、これに対しては、やっぱり、もうちょっと、もうちょっとという気があるんです。

転入と移住、割と忙しくてなかなかデータ調べとる暇はなかったんですけども、それによってちょっと数値が違うんですけども、私調べてみました。田舎へ移住する移住先ランキング、これの中部地方で郡上市は7位っていう、移住先ランキング、田舎へのは中部地方では7位である。

それから、総人口における移住数の率、これが岐阜県は5位以内だと。けども、そのほかの面で見ると、転入率で見ると岐阜県は39位っていうことなんですね。移住と転入でまた多少違うんですけども、先ほど言いました中部地方の田舎移住先ランキングでは、1位は長野の上田市、それから甲府市、珠洲市、北杜市、伊那市、その次が郡上ということなんです。この田舎の移住先っていうのでは、郡上市は人気があるなっていう思いはあるんですけども、郡上市といってもやっぱり広いですから、その中で子どもさんを連れて来てくれるような政策が打てたら、学校の子どもも本当に少のうなってきたらいいですよ。

それ見ると、本当にここで行政とそれから地域が頑張らんとだめだなっていう思いが、本当にひしひしと今回思いましたので、何とか今回の3世代の同居、これもアンケート見てみますと、同居、隣居、近居、遠居ですか、この中で一番パーセンテージが多いのは近居ですね。いわゆる自分の生まれたうち、あるいはその親の世帯のところの近くに住みたいと、これが一番多いみたいなんです。3世代同居も、成功するのを私たちもやるばかりなんですけども、もう一つ手を加えていただいて、同居のほうも何とかやっていけたらいいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと

と思いますが、何かコメントがあったらお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 郡上市におけるいわゆる子育て移住の取り組みは、白鳥町石徹白が大変先進的事例ということだと思いますし、実際にこれからの石徹白における小学校の子どもたちが、移住者の子どもたちがこれから割合が多くなっていくという実績が見込まれております。

そういうことからいけば、やっぱり地域の皆さんが熱い思いを持って、そして一つのそこにテーマ性っていいですか、子どもを地域が育てていくということについて、いろいろな取り組みをされていくということが、やっぱり受け皿づくりといいですか、運動の基礎になるのではないかというふうに思いますし、それからそれに合わせた、いわゆる支援制度というものがうまくかみ合っていくということが大事だと思いますので、ことしも、幾つか新しいそうした移住・定住促進の事業を取り組んでおりますけれども、御指摘の点はいろいろと今後ともより向上させていきたいと思いません。

そこで、いわゆる近居についてですけれども、いわば同居か近居かと、時々ミルクの冷める距離っていう、そのくらいの距離のほうがいいのではないかというふうに、ミルクじゃなくみそ汁ですか、そういうスープですか、そういう、要するにやはり1つの世帯として考えたときに、余り近接していることによって干渉の度合いが強いか、いろいろとあるかとは思いますが。

したがって、今回も実は近居という概念でいいですか、それについては3世代同居の新しい補助事業を始めるに当たっては、相当、けんけんがくがくの議論をしてきたわけです。もしかすると同じ旧白鳥町の中であったとしても、白鳥の市街地とそれじゃあ石徹白地域っての同じ白鳥だから、それは近居になるのかとか、それは3キロ以内ならよくて5キロはだめだとか、そういうふうになってくることですので、まずこの制度を始めていくに当たっては、一つは定住支援のみならず、子育て支援という現場における実態をしっかりと応援して、これはデータの的にもそれが3人目、4人目という、子育てにいい効果を及ぼしているっていうことが出ておりますので、そういうことをしっかりと着目すると同時に、高齢者の生活支援をあわせ持つという観点からいけば、やはりこれよほど近接して、日々の生活において助け合いがなされていくということをまず出発点にしようと、そんなような議論をしてきた中で、今回は3世代同居というふうにさせていただきました。

しかし、同一敷地、あるいは近接する敷地の中でいけば、まさにそれはもう歩いて数歩とか数分ということになると、それはやっぱり対象にしていけるのではないかというふうなこともありますので、まずはその辺のところでの制度をスタートさせていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（5番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） どうもありがとうございます。

先般、予算のときにもちょっと意見を言わしていただいたんですけども、全国的にその3世代の同居っていう、同居の率の多いのは福井県が多くて、モデルとなったケースがあったんですけども。これを内容をずっと加味していったら、福井県の地形、細長い地形で、勤め先が割と遠隔にないっていうところがあって、そこで同居が多いんじゃないかっていう。だから、全国的に全部それに当てはまるものではないっていうような研究結果もあったんですね。

昔、国保連の視察で小田町へ行ったことがあるんですけども、小田町は住宅をずうっと建てたんですね、公営住宅を。そしたら、要は海岸部の人たちがどんどん入ってきたと。それもやはり海岸部からちょっと入るだけで、要は勤め先をそんな変える必要がなかったっていう事情もあったと思うんですけども。

3世代同居っていうのは理想なんですけれども、プラスちょっとこうした広げていただけるとよりいいかなと思っておりますので、また何か機会について、また考えていただけるとうれしいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、市の雇用する臨時雇用、これについての質問を行いたいと思います。

市民の方から、市の雇用のことで多々質問を受けることがあるんですけども、その中でこんなことがあったんですね。

Aさんは何曜日と何曜日に仕事がある、Bさんは違う曜日の数時間だけ市の仕事を頼まれている。このこと自体は悪いことではないんですけども、だけでも、どっちも割とちょっとしか収入にならないっていうハンディがあるんやと。だから、それともう一つは、拘束される時間に不効率ではないかっていうような質問をされたことがあるんですけども。ふだん私たちは予算審議なんかにおいて、項目を審査するだけで、そういう内容について考えたこともなかったんですね。実態として、例えば賃金として支払っても、それから臨時雇用として支払っても、あるいは業務委託をしている中にどんな実態があるのかってことについて考えたことはなかったものですから、ひとつお伺いしたいと思います。

まず一つ目は、雇用の種類と実態はどうであるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、臨時職員の雇用のあり方っていうことにつきましての御質問ですので、お答えをさせていただきます。

郡上市におきまして臨時職員は、事務または技術の補助業務に従事する日々雇用職員と、それから英語指導助手（ALT）、あるいは市税等の徴収嘱託員のように一定の専門的業務に従事する嘱託職員、日々雇用職員と嘱託職員に区分をされるということでございます。

日々雇用職員の雇用状況につきましては、平成28年2月1日現在の数字ですけども、本庁及び

振興事務所等、ここには学校とか保育園、幼稚園も含むわけですが、389名が勤務をさせていただいております。それから、病院、診療所及び借楽園、ここで214人ということで、合計が603人というふうになっております。この中には、週の勤務日数が数日程度の勤務者、これいわゆる3種日々雇用職員っていいですけど、これも含んでの数字でございます。

特に、雇用人数が多いのは、小中学校に配置している校務員や支援員等で85名おります。それから保育士や幼稚園教諭が71人、学校給食のセンターの調理員等が44人、公民館主事18人、それから住民健診時に雇用する保健師、看護師等が15人というふうになってございます。また、医療機関におきましては、助産師や看護師等で市民病院に81人、それから国保白鳥病院51人、和良診療所28人、郡上借楽園では、介護職員等が54人と、こういうふうな雇用があります。

嘱託職員につきましては、先ほど申し上げた市税等の徴収嘱託員が3名、それから獣医師の嘱託の先生が1名、英語指導助手（ALT）ですが、これは7名、図書館館長1名など、合わせて15人を雇用をさせていただいております。

週に1日、2日間の雇用というのは業務内容や頻度によりまして、所属長が出勤日や時間等を指定するもので、代表的なものには代替保育士、あるいは住民健診時に雇用する保健師等が挙げられます。あいている日に別の部局で勤務することは、これは可能ではあるんですけども、これらの雇用の勤務管理はそれぞれの担当部局で行っておって、勤務日や勤務時間が重なるという場合もありますので、なかなか実際はないわけでありまして、緊密な連携が必要になると思います。実際、複数の部局において、そうやって2つを勤務しておる職員は1人だけ現在あります。

また、募集につきましては、これはいつもそうですけど、原則として公募によりまして行っておるわけで、ハローワークへの求人票提出、それから広報誌、市のホームページ、文字放送、音声告知放送等によりまして、広く市民の皆さんに呼びかけて周知する方法をとって、それから所管部長と課長等による面接試験により採用者を決定する、こんな手続で雇用をさせていただいております。

以上です。

（5番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） どうもありがとうございます。先のことを言っていたんですけども、いわゆるワークシェアリングの反対ですね。やっぱり部局ごとに頼んでると、他の部局のその人の勤務実態がわからないってことで、何とか横串を刺したような状態で、あの部局からこんな仕事を頼まれたけども、ほかの部局の仕事を頼まれるだけの時間はあるし、そうしたいっていう人が多分あるんじゃないかと思って質問させていただいたんですけども。もしそれが可能なら、何とかやっていただきたいと思っております。

それでは続きまして、これ日々雇用とちょっと関係ないんですけども、観光誘致に対する外国人のエージェントの契約とか、日々雇用にはちょっと無理があると思いますけれども、やはりいつも言うんですけども、外国人が日本へ来て、ブログでいろんなところを紹介しておると。その国の人が今度逆に、そんないいところなら行ってみたいっていう中でリピーター、リピーターがふえてくるっつうか、その国の人の観光客がふえてくってという実態があるんですけれども。外国人たつてそらあ世界中で何十カ国とあるんですけれども、目ぼしいところで、先ほどの質問で聞いた中では、台湾が一番多かったようなんですけれども、それ以外の場所、例えばヨーロッパ系とかそういう中で、ある程度郡上を紹介するようなエージェントを契約することによって、より効果的にふやすことができるんじゃないかと思っておるんですけれども、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 各国のそういう専門のエージェントによってその国で宣伝をとというような質問の御趣旨だと思いますが、今の現状お話ししますと、旅行エージェント、それから現地のテレビクルーとか雑誌記者、新聞記者、それからブロガーと言われる方、これはブログに投稿される、ブログをつくってそこにエッセイを載せられる方ですけど、そういう方、有名な方をランドオペレーターも含めてですが、お招きする事業を行っております。

これは、独自事業はほとんどないんですが、例えば岐阜県の観光課がやられる事業ですとか、県関連が行われる事業ですとか、あるいは各種の公益団体、うちが加入しております公益団体が行う招聘事業にアテンドをするという活動を行っております。これどういう意味かといいますと、郡上市自体単独でやりますが、そんなに効果がないわけなんです。やっぱり広域的にやることによって、郡上っていいですか、そんな一部の郡上にも立ち寄っていただくというような魅力発信っていうものを、やはり中部地区全体とか昇龍道全体とかそういった形でやったほうがずっと効果があるということやっておる事業でございます。

ちなみに、じゃどれくらいの規模で招聘数をやっているかっていいますと、例えば平成27年の1月から12月の暦年でうちがアテンドした数を申し上げますと、11カ国で34件、アテンドをした人数は254名にも上っております。ですから1年で34件のアテンド、多くなっておるわけでございます。国の名前を読み上げますと、マレーシア、フィリピン、ベトナム、中国、インドネシア、タイ、シンガポール、韓国、香港、それからイギリス、フランスといったような国でございます。

効果でございますが、現地のエージェントの方を呼んで、それから郡上のものを見せるということになりますと、やはり現地から、郡上よかったからという、郡上へぜひ呼びたいというリクエストが、現地から来るということが一つの大きな効果ですし、それ前にブロガーとか新聞記者とかを呼んだ場合には、必ずその見返りとして情報発信がございまして。ちょっとサンプルを持ってきたんですけど、ちょっと小さいもんですから見にくいかもしれません。これがブロガーがブログで発信

して送っていただけるものです。これはインドネシアのブロガーです。これは吉田川ですし、これは八幡の市街地ですとか、いろんな市街地、それからさんぷる工房とか。あと、中には自分で体験をして、それをそのままブログに載せて、郡上八幡おもしろかったよってことを発信していただいているブログもございます。例えばこのインドネシアですと、実は170万カウントを数えております。ですから、170万回閲覧をされておるとい状況がございます。

それから、あとはテレビクルーですと、自分で撮影して行って向こうの国のテレビ放送に載せてる、これベトナムですけど、ベトナムはテレビ放送に載せていただいて、そのあとはYouTubeに載せて、全世界へこうやって発信していただいているということもございますし、いろんな新聞でありますとか雑誌なんかにも、こうやって必ず掲載していただいているという非常にメリットはございます。ですから、まずは向こうのエージェントを雇うっていうよりも、むしろその中から特に有名な方を抜粋して、こちらのほうへ招いて、御案内をするという仕事をしておるのが、まず一つでございます。

それから、1カ所だけ特別に契約しておるところがございます。それは、高岡・郡上の広域観光協議会がございまして、これは台湾との契約でございますが、台湾のほうのエージェント等と契約いたしまして、向こう側の手配を向こうで頼むという、台湾だけはそこと密接な関係でもって契約しておると。あとは現地で事業主体が通訳なり何なりを雇用いたしまして、そこへ我々が出かけて行って営業活動するというパターンがございます。

したがって、郡上市自体が専門でエージェントを雇ってピンポイントでやるということは今んとこやっておらない状況ですし、今後も広域的にやるという意味からは、広域の協議会のほうでそういうエージェントと契約したりとか、あるいは通訳を雇ったりとかという形で進めたほうが有利だと思っております。

それから、多分質問の趣旨っていうのは、臨時職員の中に例えば外国人がという、そういう意味かと思うんですが、実際我々がやっておりますのが、観光課の職員の中で、正職員で英検が2級を保持する者がございますし、臨時で2級保持する者と英検3級の者がございます。したがって、その者たちが、例えば窓口対応をしたり、あるいはアテンドの際に簡単な英語でやりとりをしたりということで、今やっておる状況でございますが、ただ数名ですもんですから、あとの者はしゃべれませんもんですから、語学力を高めるっていうのは、やっぱり一番大きい課題だと思っておりますもんですから、今、ことし始めましたおもてなしの簡単な英語教室っていうの始めましたもんですから、そこに事業者の方も入っていただいておりますが、観光課の職員も一緒に入って、まずは片言でもいいから英語を少ししゃべれるようにしましょうよと、おもてなしでもしゃべれるようにしましょうよということ、今進めておるところでございます。

(5番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

広域で実績が上がるとということも認めておりますし、また、やっぱり台湾が多いっていうのは、高岡のケースがあって余計台湾が多いのかなっていう思いはあるんです。もう一つは、どこやったかちょっと覚えがないんですけど、北海道は北海道なんですけども、ベトナムの方のエージェント、この方と結んで、ホテルそのものを紹介することによって、そこにこういうサービスを入れたらベトナムの人は喜ぶますよっていうことで、かなりそこは宿泊がふえたんですよ。

この地域にもともと問題なのは、郡上市っていうのは観光の入り込み客が639万ですか、629万だか忘れちゃったけども、それだけありながら、やはり宿泊数が少ないんですよ。例えばブログの中にも、料理を写してアップするだけで、かなりそこへ来る宿泊者というのはふえるんですよ。全世界相手やもんそりゃそうだと思うんですけども。広域でやる場合も、なるだけなら名所ばかりじゃなしに、手づくりの郡上にも、特に宿泊につながるようなそういうものを紹介していただければ、それはそれで私の欲求に近いような形になるかと思っておりますので、どうぞひとつよろしく願います。

それでは、以上をもって質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、17番 美谷添生君の質問を許可いたします。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 本日は最終の質問者になりましたが、今しばらくおつき合いをいただきたいと思っております。

それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。どうかよろしく願います。

初めに、環境保全と伝統産業という大枠でございます。

初めの世界農業遺産認定についてでありますけれども、これは先ほど質問ありましたけれども、昨年12月15日、「清流長良川の鮎」ということで世界農業遺産に認定され、大変喜ばしいことであります。市長におかれましては、イタリア、ローマまで知事に同行され、まことに御苦労さんでございました。

そこで、清流長良川の鮎が世界農業遺産に認定された一番の理由は何だと考えられておりますか、お伺いしたいと思いますし、また世界農業遺産としてふさわしい景観、風景の維持がこれが必要だというふうに考えておりますが、市長の御所見をまずお伺いしておきたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず、今回認定を受けたのは、国連の世界食糧農業機関、いわゆるF A Oの世界農業遺産でありますけども、これとよく対比をされるのがユネスコの世界遺産というのがございます。よく言われることですが、ユネスコの世界遺産は、どちらかといえば現代に伝わってるそういう遺産をできるだけ現状を変えないで保全をするという、いわば一種の非常に静態的といいますか、静かなそういう保全であると。それに対して、この世界農業遺産というのは、もちろん非常に伝統的なあるいは歴史のある伝えられた農業という営み、それがいろいろと自然と人とかかわりの中で、しかもその農業、あるいは今回は水産業ということであるかもしれませんが、そういうものがいろんな変化の中で対応しながら将来へ向けて持続していけるという、そういうところが評価の一つの観点になっていたような感じがいたします。

このF A Oの調査委員が来られて、私も同行、夏ごろでしたけども、同行したときもいろんな、例えば棚田なら棚田というものの農業というものが、今後も採算をとりながら持続していけるのかとか、あるいは鵜飼にしてもそうですし、いろんなものがやはりビジネスとして成り立ちながら今後持続していけますかというようなところが、非常に大きなポイントであったような気がいたします。

そういう意味では、この世界農業遺産というのは、歴史、文化、いろんなものを持っていますけれども、将来へ向かってそういう産業としての農業あるいは水産業、こうしたものが持続していけるかどうかということにも大きなポイントがあったように思います。そういう意味では、現状を凍結をして保存をするというような形ではなくて、多少のそういう変化等ありながら、しかし、いいものを守りながら将来へ向けて産業としての両立をと、そういう環境とか、そういうものの両立を図っていくと、そういうような価値を求めてると、そういう意味では動的保全、動態的といいますか、動く、そういう2つの違いがあるかというふうに思います。

そこで、今回のこの岐阜県から提案した世界農業遺産、いわゆる清流長良川の鮎というのは、よくこれまでも日本の中に幾つかの先行事例はあるんですが、いわゆる里山とか里海とかというようなところに、そういう人の営みと自然が価値を見出されてたんですが、今回の岐阜県の提案は、そういう里山、山とか海そういうものを、この両者をつなぐ川、里川というふうに言っておりますけども、そういう非常に上流のほうは山の林業があり、またその川沿いには農業があり、そして水産業があり、そして、そうした形で生物の多様性等も保たれた川が海へ注いでいくといったようなそういう一つの全体の仕組み、そういうものが、いわば長良川システムという形で非常に価値があるものだというふうに認められたというふうに認識をいたしております。

（17番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ここに世界農業遺産認定に向けてというパンフレットがあるわけですが、これには、今、市長が指摘されました件にもありますけれども、次世代に受け継がれるべき重要な伝統的農林水産業や生物多様性、伝統知識、農村文化、農業景観などを全体として認定し、その保全と持続的な活用を図ると、ものですよというふうに記載されております。

そこで、私は、重要なことは認定されることはもちろんでありますけれども、保全と持続的な活用が、これが最も重要であるというふうにありますと、これは地域に課せられたものは決して少なくない、これからどうしていくかということが大きな問題であるというふうに思います。

そこで、ちょっと気になることですが、そりゃ先ほど、市長は変化してもいいんでないかと言われたんであれですけども、このごろ高齢化や労働不足があつてか、あちこちに防草シートが普及しつつあるということで、畦畔管理のためとはいえ、防草シートは景観的にも、農村風景としても、また雨水の保水というような面からいっても、余りよいとは思われないと私は思います。

そんな中で、畦畔の草刈り等支援は必要ではないかと、景観を維持するために何らかの手を打つ必要があるのではないかと、そして、また長良川の堤防やのり面がシートで覆われてしまうというようなことになったら、世界農業遺産として、どうであろうかということについて、市長の感想をお聞きしておきたいとします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ある方がおっしゃいましたけども、郡上のような中山間地の農業は草とけだものとの戦争だと言われてまして、そういう意味で地域によっては今のお話の防草シート、草が生えてくるのを防ぐシートが張りめぐらされ、そしてまた、鹿や何かが入ってこないよということ、防護柵がいっぱい張りめぐらされているという状態であります。

このことは確かに、景観上は昔のよき農山村風景という意味からすると、若干、今おっしゃるよ様に防草シートでなくて、普通のぼたで、しょっちゅう草刈りをするとか、あるいは景観という意味からすれば、決して獣害のための防護柵というのものも、非常に人為的な人工的なものでありますので、どうかというようなことかなというふうに思います。

これも前、石徹白へ行ったときに、ちょうどカルヴィライとしろから見るあの田んぼの風景が、あそこも非常に斜面が段々に、こうなっていますので、見たときにやはり一部防草シートが張ってありまして、これが何とか普通の畦畔で保てたらいいのになというような声を、外から来た人から聞いたこともございます。

問題は、そういうことで、確かに従来の伝統的な農山村風景ということからすれば、人力で畦畔を適時に草を刈って、そうした形で保つことが望ましいということは言えるかもしれませんが、しかし、何せ高齢化をしている今の農山村の中で、じゃあそれを誰がやってくれるんだと、誰がその

経費を持ってくれるんだと、こういう話になると思うんですね。

ですから、一つは郡上のほぼ長良川流域全体が、そういうことであると望ましいという面はあるかもしれませんが、現実的に考えると、しかし一面やむを得ないというところもあるのではないかとこのふうには思います。

が、ただ、例えば非常にポイント的にここはいわば、今回、世界農業遺産に選定をされたそういう伝統的な農法、棚田であるとか、そういうような形で、一つ評価されたところであるというようなどころについては、何らかの、そういう昔の伝統的な農地管理というようなものが、できるようにする工夫は必要かというふうに思っております。

その辺のところについては、今後、どのような形でやるのか、特に誰の経費負担で、そういったことをやるのかというようなことについては、なかなか工夫が必要かと思しますので、よく検討はいたしたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 昔は、大変米が高価なものであったということで、田んぼの管理ということで、畦畔なければ、田んぼは成り立ちませんので、そういうところから生み出される作物に価値があったということで、その管理もできていたというふうに思うわけですが、現在は、余り米もそう高価が出ないということから、今どうやってその経費を捻出しようかということかと思しますので、そこら辺のところ、国もいつぞやもそういう中山間地の農業といいますが、農村を維持していくための方策は考えてほしいというようなことを言ったこともございますけれども、市長におかれましても、御検討をいただきたいというふうに思います。

次に、耕作放棄地をいかにして減少していくかというようなことについて、少し所見を述べてみたいと思います。

近ごろ、作付されない農地が多く見られ、非常に寂しい限りではありますが、市内の耕作放棄地の面積はどのぐらいあって、または、どういうところがそういうことになってしまっているのかと。それから、このたび農業委員会委員の公選制が廃止をされまして、農業委員と農地利用最適化推進委員というような組織になることになりました。

推進委員は、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行うというようなことが書いてありますけれども、そもそも農業委員会、そして、この推進の役割について、お伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、耕作放棄地の減少対策ということで、まず、耕作放棄地の面積はどれくらいあるかという御質問で、そのうち、不在地主はどのくらいあるかというふうな

質問だと思いますので、それについてお答えいたしたいと思います。

まず、市内における水田の不作付の水田面積ですが、水稲細目書によりますと、これは27年度でございますけど、約400ヘクタールございます。市内の水田面積が2,030ヘクタールございますので、率にして19.7%になっております。そのうち、不在地主の割合ですが、相続登記がなされておらなかったり、転作への住所変更がされておらないというふうなケースもございまして、正確な数値は残念ながら把握することはできておりません。

また、不作付の400ヘクタールの中には、米の生産調整を達成するために作付をされないケースですとか、獣害の緩衝地として作付をされないというケースもございます。

そして、耕作放棄地、こういったところでふえておるかということでございますが、やはり特に山間地域、山際の小さい水田ですとか、耕地整理がなされておらないような小さい水田が一番早く不作地域になるというふうな傾向でございます。

続きまして、農業委員会の役割といたしましては、耕作放棄地の発生防止や解消を行うために、毎年1回以上の集中的な農地パトロールを実施しておりまして、対象となる農地がありましたら、その農地の所有者に対しまして指導を行っております。

また、高齢化によりまして、所有者本人での作付が困難のような場合につきましては、作付の希望地の登録を行いまして、その登録地を担い手農家ですとか、新規就農者へあっせんをしております。

さらに、集落単位で将来の農地利用の方向性を決定する「人・農地プラン」の策定ですとか、あと話し合いの場にも、積極的に農業委員の皆さんに参加していただいております。

今、美谷添議員さんの御質問にあったように、農業委員会等に関する法律の一部改正がこの4月1日から施行されます。そのために、農業委員会の中に、農業委員とは別に新たに農地利用最適化推進委員が設置されることとなります。今回の定例会に関係条例を提案しておりますので、これが可決されれば、来年3月から19人の推進委員が各担当区域の現場に出向いて、担い手の集積・集約化ですとか、耕作放棄地の発生防止・解消に努めるということになっております。

毎月、農業委員会ございますが、そういった折にも別の農業委員会とこの農地利用最適化推進委員が会議を持ちまして、全体をもって、こういった耕作放棄地の防止に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(17番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) ただいま耕作放棄地の実態というようなことについて、お答えをいただきましたが、ここに、これは宮古島の農業委員会なんですけど、耕作放棄地全体の詳細な一筆調査を実施して、県内の不在地主との懇談会を行って、5年間で135ヘクタールの耕作放棄地を解消した

というようなレポートがございます。ここも耕作放棄地は、帳面上は20ヘクタールというふうになっておったそうですが、調査をしたら480ヘクタールあったというようなことで、郡上市もどうかなどということは思わなくはありませんが、そこで、耕作放棄地の解消に取り組んで、地元農家への農地の流動化あるいは耕作放棄地を大分解消したというような事案がありますので、また、検討をして適正な処置をお願いをいたしたいと思います。

次に、集落環境を守る対策であります。市長は、新年度の農業施策の中で、農地中間管理機構集積基金を利用した農地集積・集約化を進め、集落営農や担い手、新規就業者に対する支援をすることとおられますが、この強い農業の実現を推進されることは、これも大事であり賛同するものでありますけれども、集落環境を守るためには、集約化ができて小規模の農地に、いかに作付をしていくかということが必要であるというふうに思うわけです。

この農地の農村風景と農業の景観が、先ほど言いました保全と持続的な活用が図られるべき世界農業遺産であるかというふうに思うからでございますが、この小面積の作付をいかにしたらできるかというようなことについての制度を、何とかつくっていけないかというようなことも思っておるところでございます。

このことについては、次の質問と一緒に答弁をいただければありがたいと思いますが、4番目に特用作物の推奨等がありますけれども、昨年末に、28年度の予算編成に当たりまして、議会の提言として、遊休農地の利活用等についてということで提言をいたしました。

それは、このたび議員全員参加のもと、郡上市議会産業用大麻研究会を発足した。これは、産業用大麻栽培の可能性を追求するとともに、産業振興や文化継承、そして、遊休農地の有効利用等雇用拡大に資する施策であり、大麻を初め、エゴマ等の有用作物の作付について、県と協力を要請したところであります。

これに対しまして、遊休農地の有効活用と農家所得の向上を図るため、平成28年度より市単独補助事業として、新しい振興作物発掘支援事業を創設していただき、有用作物の作付を推進したいと考えていると、また、産業用大麻の栽培については、栽培希望者と連携し、栽培許可が得られるよう努めるとの回答をいただき、まことにありがたいことだなというふうに思っておるところでございます。

そこで、有用作物作付等、具体的な内容について、担当部長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 議員おっしゃるように、作付をして農地を守ることが、これは一番望ましい形であると考えております。

これまでも、市の単独によります作物や生産段階への支援事業を推進してきましたが、28年度予算では新規事業として、今おっしゃられました、新しい振興作物発掘支援事業を提案しておりま

す。

本事業は、平成30年度をめどに減反政策が廃止されまして、さらにTPP大筋合意といった背景を踏まえまして、農家所得の向上、耕作放棄地の発生抑制・解消を目的として、可能性も秘めた新たな振興作物を発掘、普及し、多種多様な農業生産を推進するものでございます。

事業の概要ですが、指定作物型と団体提案型の2つございまして、指定作物型は市が指定・推奨する採算性のある作物としまして、エゴマですとか山菜を作付した場合、作付面積10アール当たり2万円以内を補助しようとするものでございます。

もう1つの団体提案型でございますが、団体が提案する作物の生産・販売活動に必要な業務経費に対しまして、上限10万円までを補助しようとするものでございます。いずれも農家5戸以上ということで、1新種の作付面積が3反以上の生産販売団体を対象と考えております。支援は、平成30年までの3年間で、1団体当たり1回限りの補助を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(17番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) 実効ある利用がされるよう、普及のほうをよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

次に、その産業用大麻の栽培のほうでございますが、先月、高鷲におきまして、「麻文化と神道と農業」と題する講演会が開催されました。市内外より90名余の参加がありました。大変、関心が高いというふうに思ひました。講師は、日本麻振興会の会長で日本一の大森由久氏でございます。この講演の中で、古来より人と麻の歴史、あるいは神道とのかかわりであるとか、さまざまな用途、麻の有用性と郡上における麻産業の可能性と、あるいは白山文化と麻についてのつながりであるとか、非常に興味深い有益な話でありました。

8番議員の質問にもありましたが、2017年は白山開山1300年の年であり、いろいろな行事も予定をされておりますが、神社や神事の折に、郡上でできた麻を使用できればと願うところであります。

このことが実現できれば、伝統産業の復活あるいは推進等、地域ブランドの創造というようなことにも大いに役立つと考えております。

市長さんの御所見をお伺ひいたしたいと思ひます。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) この日本古来の伝統的作物である大麻を何とか郡上でも栽培できないかということで、いろいろ研究をされておりますことに対しましては、敬意を表したいというふうに思ひます。

ただいまお話がございましたように、先日、栃木県から大森さんをお呼びになって、勉強された

ということでありませけれども、御承知のように、そのような伝統作物ではありませけれども、また、一部その含有度についてはいろんな話がありますが、いわゆる「たいま」という麻薬の成分を持っているということで、戦後間もなく、大麻取締法という法律によって、日本全体で一般的には麻の栽培が禁止をされたと、そして、特別の理由がある場合に県知事の許可が出ると、こういう仕組みになっていることは御承知のとおりでございます。

一方、その日本の伝統的な麻は、いわばそういう規制から外すべきであるという議論もあると思ひませけれども、なかなかそういう大上段に構えたその制度の改正というのは、これまでも非常に壁が厚いというふうに聞いております。

現在の大麻取締法の許可制度の運用の中で、できるだけそうした何とか郡上においても、麻の栽培ということについての非常に狭き門を押し開けられないかということだろうというふうに思っております。

そのためには、いろんなこれまでの積み重ねられてきた許可における要件、理屈というものがあろうでありますので、できるだけ県の基本的な考え方をお聞きしながら、郡上においてそうした点が、要件がどのようにクリアできるかということを決める必要があるというふうに思ひます。

今、お話がありましたように、特に日本の古来の神道であるとか、いろんな伝統的な社寺の行事に使われたというような実績もあるようでありますので、郡上においても今こういう理由で、どの程度必要なんだということについて、やはり客観的に説得性のあるものをそろえて、県のほうへ許可を申請をする必要があるというふうに思ひます。

そういう意味で、今、高鷲のほうで研究会を持ってやっておられるわけですがけれども、私どももそうした許可の要件が整えられるような、できるだけ側面的なサポートをしていければというふうに考えております。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 一気に許可ということは、なかなか難しいとは思ひませけれども、事は始めなければできないということでありませ。

今、市長の答弁では、できるような方策を見つけて、何とかしようというふうに言っていたというふうに思ひます。

いずれにしても申請につきましては、民間の個人がやってもなかなか歯が立たないというふうに聞いておりますので、格別な御指導と御協力を賜りたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、次の質問に移るわけですがけれども、二、三項目ありますので、時間がございませないので、一気に質問をいたしますので、最終にお答えをいただきたいと思ひます。

それでは、通告いたしておりますのは、農林業の振興ということではありますが、今回は林業についてだけお願いをいたしたいと思います。

新年度の新規事業で、木材搬出促進作業路整備事業というのが計画されております。この事業は、増加する木材需要に対応するため、主伐・間伐後に、木材を搬出するために必要な既設作業路の維持補修・拡幅・作業ポイント新設に要する経費に対し、補助し木材増産を促す目的というふうに書いてございます。大変、よいことであるので、期待をいたしているところでございますが、そこで、同じ目的で利用される県営林道や、いわゆる突っ込み林道という、短い林道でございすけれども、そういうものにも適用されるのか、確認のためお伺いをしときたいと思います。

そして、次に、架線集材に対する支援ということでございますけれども、日本の山は、昭和30年代から植林が積極的に実施をされまして、青々としたこの針葉樹林が広がっておるわけですが、これがちょっと問題があるというふうに、このごろ言われてしまっておるわけでございます。

郡上においても、森林は大切な大事な資源でありますので、これを利用していくために、市内に伐採を迎えた森林がたくさんあります。以前は、架線集材ということで、奥山でも里山でも盛んに行われておりましたが、林業機械の開発・普及、林道整備等によって、架線集材は近ごろ余り見られなくなっております。

しかしながら、林道整備されたところは限られた地域であり、木材の搬出はなかなか困難となっております。その上、林道開設は不可能と思われるようなところまで植林がされており、そこにもう木が成長しておるわけです。山頂付近や急傾斜、飛び地のようなところで、出材が極めて困難なところ、そんなところは出せないということになってしまうと、宝の持ち腐れでございます。

この先人の残してくれた財産を搬出し、有効に使うために、架線集材ならできるのではないかとこのように思われますし、今ならまだ架線の技術者もおりますし、実際に搬出作業も行われておりますので、今、この架線集材ということに何らかの方策をもって、これを続けていくというような方策を考えていただきたいというふうに思います。

次に、F S C 認証とカーボンオフセットという点についてであります。郡上市議会でも、平成23年にF S C 認証と市有林の管理、カーボンオフセットクレジットについて、行政視察を実施しておるところであります。去る1月郡上市素材生産技術協議会というところの研修会ありまして、テーマがF S C 森林認証でありました。F S C 森林認証制度の県下における状況と、東白川森林組合の取り組みについて報告があったところであります。

そこで、F S C とは何じゃと申しますと、全世界的に展開されている森林認証制度で、森林環境管理に取り組む姿勢を消費者や市場にアピールし、また、これは世界共通基準であるため、国外へのアプローチができるというメリットはあると言われております。

今、国民の中でも大変関心がありました、東京オリンピック・パラリンピックの主会場である国

立競技場の施設は、木材を豊富に使用した木造の設計が採用されました。そこで、F S Cジャパンという組織が、東京オリンピック・パラリンピックにF S C認証材を使用されるように、オリンピックの組織委員会に陳情したというような報道もございます。そんな中で、この郡上市として、このF S C認証に取り組むには、どういうふうな形で取り組まれるかということでございます。

カーボンオフセットにつきましては、排出される温室効果ガスをほかの場所で、排出削減、吸収量で相殺することでありまして、郡上市では、削減をした分をどっかに買ってもらうということができるとような制度でございますので、この件につきましても、今後、どう取り組んでいくかというような方針について、お伺いをしたいということでございますけれども、時間がございませんので、もし、許しがあるなら、手短によろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 大きく分けて4点の御質問だったと思いますが、順次お答えをさせていただきますと思います。

初めに、木材搬出促進作業路の整備事業でございますが、これは新年度、提案しておる事業でございます。既存作業道の補修・拡幅・高性能林業機械の作業ポイントの新設に対して、その経費の2分の1、1施工当たり30万円を限度に、予算の範囲内で支援を行いたいというふうを考えております。

議員御質問の突っ込み林道とか、県営林道について、この事業の対象になるかということでございますが、台帳に載っておる林道につきましては、現在、建設部が林道費でやっております従前のルールで対応したいと思います。載っていない突っ込み林道ですとか県営林道ということにつきましては、作業路と同等の機能を持った道路であるということから、今回、申請します木材搬出促進作業路整備事業で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

そして、2点目でございますが、架線集材の支援でございますが、技術の継承ということ、大事でございますので、平成27年度から市単独の森林・林業人材育成事業というものがございまして、この中で、架線集材の自主研修費に係ります架線の設置費用の一部を助成するようにしておりますので、これを御活用いただきたいと思っておりますし、さらに、岐阜県森林労働力確保センターにおきまして、林業架線作業者講習が毎年開催されております。平成27年度ですが、郡上市内から事業者1人が参加しておるような実績もございます。さらに、この講習会とは別に、岐阜県においても28年度に架線集材技術に関する研修会の開催が計画されておりますので、これらを市内の事業者の方に周知してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

3点目でございますが、F S C森林認証の件でございますが、この件につきましては、ことしの1月にF S C森林認証制度研修会というものを、素材生産技術事業者とあと製材事業者を対象に開催いたしております。今後も、国・県の森林認証や木材利用に関する最新情報等を収集いたしまし

て、そういったものを市内業者へ情報提供を行うとともに、認証取得への取り組みに対する支援を検討していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長、簡略に申し上げます。

○農林水産部長（下平典良君） はい、4つ目でございますが、カーボンオフセットでございますが、これにつきましても、明宝温泉湯星館等で、現在、木質バイオマスボイラーを利用しました「J-クレジット制度」を導入しておりますし、市内の山林でも一部で、この制度を導入しているところがございますので、こういったものを今後どうしていくかにつきまして、庁内全体で検討していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 大変、御無礼をいたしました。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） これで、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたり御苦労さまでした。

(午後 3時51分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 清 水 正 照

郡上市議会議員 上 田 謙 市

